# 平成24年第8回美郷町議会定例会

# 議事日程(第1号)

平成24年9月3日(月曜日)午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議長の諸般の報告
  - 1) 例月出納検査の報告
    - ·平成24年6月分、平成24年7月分
  - 2) 平成24年第2回大仙美郷環境事業組合議会臨時会の概要報告
  - 3) 平成23年度経営状況の報告及び平成24年度事業計画の報告
    - 六郷開発株式会社
  - 4) 平成23年度事務事業点検評価の報告
    - 美郷町教育委員会
- 第 4 町長の招集挨拶並びに行政報告
- 第 5 陳情第 6号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求め る意見書の採択について
- 第 6 陳情第 7号 少人数学級の推進、義務教育費国庫負担率2分の1復元に係る意見書採択に ついての陳情書
- 第 7 一般質問
- 第 8 報告第11号 継続費精算報告書について
- 第 9 報告第12号 健全化判断比率の報告について
- 第10 報告第13号 資金不足比率の報告について
- 第11 認定第 1号 平成23年度美郷町一般会計決算認定について
- 第12 認定第 2号 平成23年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定について
- 第13 認定第 3号 平成23年度美郷町簡易水道事業特別会計決算認定について
- 第14 認定第 4号 平成23年度美郷町下水道事業特別会計決算認定について
- 第15 認定第 5号 平成23年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定について

第16 認定第 6号 平成23年美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定について

# 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

# 出席議員(18名)

1番 中 村 美智男 君 2番 熊谷良夫君 3番 伊 藤 福章 君 4番 武 藤 威 君 中 村 利 昭 君 5番 森 元 淑 雄 君 6番 7番 吉 野 久 君 8番 福 田 守 君 泉 美和子 泉 夫 9番 君 10番 繁 君 澤 隆一 君 澁 君 11番 杉 12番 谷 俊 13番 深 澤 均 君 14番 戸 澤 勉 君 飛 澤 龍右エ門 15番 熊 谷 隆一 君 16番 君 沢 義 一 17番 深 君 18番 髙 橋 猛 君

# 欠席議員(なし)

# 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 松 田知己君 副 町 長 佐々木 敬 治 君 長 原 君 総 務 課 小 正彦 企画財政課長 高橋 薫 君 税 務 課 原隆昇 君 住民生活課長 長 小 鈴木 隆 君 福祉保健課長 前 田 忠 秋 君 農 政 課 長 深澤 克太郎 君 商工観光交流課長 橋 一 久 君 設 課 長 照 井 智 則 君 髙 建 会計管理者兼 髙 橋 辰 巳 君 農業委員会長 渡邊 調 君 出 納 室 長 農業委員会 澤 君 杉 哲 教育委員長 佐藤 孝 君 事 務 局 長 教育次長兼 教 育 長 後 松 順之助 君 下 田 亮 君 教育総務課長 教育施設課長 山 正 之 君 生涯学習課長 梅 小 林 宏 和 君 代表監查委員 久 米 力君

### 職務のため出席した者の職氏名

庶 務 班 長 事 務 潔 鈴 木 邦 子 局 長 髙 橋 兼議事班長 主 杳 小 西 輝 昭

### ◎開会及び開議の宣告

○議長(髙橋 猛君) おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第8回美郷町議会 定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

(午前10時00分)

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長(髙橋 猛君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、15番、熊谷隆一君、16番、飛澤龍右エ門君を指名いたします。

### ◎会期の決定

○議長(髙橋 猛君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日9月3日から9月7日までの5日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月7日までの5日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し検討されました。その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、泉繁夫君、登壇願います。

(議会運営委員長 泉 繁夫君 登壇)

○議会運営委員長(泉 繁夫君) 議会運営委員会からの報告をいたします。

8月27日招集告示された平成24年第8回美郷町議会定例会に当たり、同日、議会運営委員会を 開催し、次のとおり決定しました。

初めに、本定例会の会期は、本日9月3日から9月7日までの5日間といたしました。

次に、本定例会の審議内容についてですが、本日3日は、議長の諸般の報告、町長の招集挨拶 並びに行政報告を行い、陳情を上程し、一般質問を行う予定です。質問者は4名です。その後、 報告第11号から認定第6号までの議案内容の説明を行う予定です。

- 4日火曜日は午前10時から本会議を再開し、議案第66号から議案第80号までの議案内容の説明 を行う予定です。
  - 5日は休会の予定です。
- 6日木曜日は午前10時から本会議を再開し、3日に説明される認定第1号から認定第6号までの質疑、討論、表決を行う予定です。

7日金曜日は午前10時から本会議を再開し、4日に説明される議案第66号から議案第80号まで と陳情等について質疑、討論、表決を行い、終了の予定です。

以上、議会運営委員会からのご報告を申し上げます。

○議長(髙橋 猛君) ただいま議会運営委員長から審議予定について報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(髙橋 猛君) 異議なしと認めます。

それでは、日程どおり審議を進めます。

#### ◎諸般の報告

- ○議長(髙橋 猛君) 日程第3、諸般の報告を行います。
  - 1として、町の監査委員より例月出納検査、平成24年6月分、7月分の報告がありました。
  - 2として、大仙美郷環境事業組合議会出席議員より平成24年第2回大仙美郷環境事業組合議会 臨時会の概要報告がありました。
  - 3として、町長より六郷開発株式会社の平成23年度の経営状況及び平成24年度の事業計画を説明する書類の提出がありました。
    - 4として、教育委員会委員長より平成23年度事務事業点検評価の報告がありました。

それぞれその写しを皆さんのお手元に配付しております。それをもって報告にかえさせていた だきます。

# ◎町長の招集挨拶並びに行政報告

○議長(髙橋 猛君) 日程第4、町長の招集挨拶並びに行政報告を行います。

本定例会に当たって、町長より招集挨拶並びに行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 松田知己君、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

〇町長(松田知己君) おはようございます。

平成24年第8回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要をご説明申し上げ、招集の挨拶といたします。

初めに、総合計画後期基本計画における「まちづくり戦略プロジェクト」についてご報告いたします。

一つ目は「農商工連携プロジェクト」についてですが、今年度取り組むこととしておりました本町の栽培環境に適した新たな作物の調査研究については、最近の生薬原料の輸入動向や町内での江戸時代の取り組みなどを踏まえ、薬草栽培の可能性等について調査検討するため、社団法人東京生薬協会とその会員企業である株式会社龍角散、株式会社金井藤吉商店及び本町の4者においてこのたび甘草などの試験栽培等に取り組む基本合意をいたしました。

今後、試験栽培等に向けて4者による検討委員会を設置するとともに、入り口である生産から 出口である出荷までの一連の取り組みについて検討・調整し、山林の活用も含めた「生薬の里」 の実現を目標に取り組んでまいります。

なお、第一段階として、医薬品より取り組みやすい食品グレードでの甘草の試験栽培等に平成 25年度から取り組んでいきたいほか、あきた未来づくり交付金で整備を目指している千畑南小学 校施設のグラウンドについて、生薬の普及啓蒙と施設の一層の魅力付与の観点も含め、「平場の 森」として各種薬樹を植栽した薬樹園の整備を検討したい考えです。

二つ目は「子ども育成プロジェクト」についてですが、学力向上と他校児童との交流を図るため、町内の小学校5、6年生を対象にした英語セミナーを8月2日、塾講師を招いて開催いたしました。

三つ目は「水環境保全プロジェクト」についてですが、水資源を育む水源涵養保安林の保全等を目的に、七滝「水の森」植樹事業を7月8日に実施し、町民136人でブナの苗木200本を植栽いたしました。本事業は当初、町内の小学校4年生を対象に6月20日に実施予定でしたが、台風4

号の影響で期日及び対象を変更して実施いたしました。

「第26回全国水環境保全市町村連絡協議会全国大会」並びに「名水サミットin尾瀬かたしな」が8月3日、群馬県片品村で開催され、昨年度開催地で北海道・東北ブロック幹事の本町からは、水環境マイスターや関係者18人が出席いたしました。

清水体験や水辺写真撮影、水棲生物観察等学習会を8月7日から3日間、水環境マイスターの ご協力のもとに実施し、町内の小学生31人が水に親しみました。

四つ目は「交流促進プロジェクト」についてですが、東京都の御田小学校の児童等65人が7月20日から3日間、千屋小学校の児童等26人が8月3日から3日間、両校を相互に訪問し、学習交流を行いました。なお、ことしで36年目の本交流事業について、小学校が統合する来年度以降の取り組みについては、開校準備委員会でも検討してまいります。

大田区・美郷町友好交流コンサート2012が7月29日、美郷町南運動公園で開催され、約1,500人の聴衆が演奏を楽しみました。昼の部では菖蒲太鼓や吹奏楽の演奏、町内在住で音楽活動をしている栗林聡子氏による歌、夜の部では東京都大田区の音楽家で結成したKAMATA2012と美郷ジャズオーケストラが共演いたしました。

地産外商推進のため、道の駅雁の里せんなんの社員及び町職員合わせて4人が8月8日、9日の両日、平成2年度から交流のある栃木県那珂川町を訪問し、特産品の開発や相互の道の駅での特産品の取り扱いについて協議いたしました。今後も友好都市の大田区並びに昨年防災協定を締結した長野県東御市にも町特産品をPRしてまいります。

五つ目は「安全・安心プロジェクト」についてですが、六郷幼稚園・保育園建設工事は基礎部分を完了し、8月末現在の進捗率は23%と順調に推移しております。

次に、公共施設再編についてですが、同再編計画については、平成21年6月の策定後の情勢変化を踏まえ、3回目となる一部見直しを8月8日に決定いたしました。内容は、廃止としていた美郷町北運動公園野球場を現状のままとすることや美郷町カントリーパーク内のパークハウスを今年度中に廃止することを新たに追加するものです。

次に、学校再編についてですが、統合小学校校舎等改修工事のうち、千畑地区については、夏期休業期間の集中工事の実施により8月末現在の進捗率は校舎75%、多目的室40%と、11月30日までの完成に向けて順調に推移しております。仙南地区については、改修工事の工事設計監理業務委託を46万8,900円で発注、既存校舎の内部解体工事がほぼ完了し、教室改修に本格的に着手しており、8月末現在の進捗率は校舎7%、体育館17%と順調に推移しております。

次に、本町と秋田大学との官学連携事業についてですが、湧水が持つ癒やし効果を科学的に検証するため、唾液検査及び血圧測定心理検査を7月4日、町内企業に勤務している方など43人に被験者となっていただき、藤清水及び諏訪清水で実施いたしました。

また、清水に対する意識調査のため、町内企業に勤務している方など21人にグループインタビューを行ったほか、町内に勤務または在住する方約100人にアンケート調査を実施いたしました。 今後は同大学医学部で調査結果が分析され、研究結果が取りまとめられることとなります。

次に、大仙美郷クリーンセンターごみ処理場等長期包括運営業務委託事業についてですが、同センターごみ処理場及び最終処分場の運営を平成25年4月1日から平成35年3月31日までの10年間、民間事業者に包括的に委託するため、公募型プロポーザル方式で事業者の公募を行っておりました。その結果、2事業者から技術提案書等の提出があり、8月23日に開催された大仙美郷環境事業組合工事請負業者等選定審議委員会において運営事業者が選定されております。今後、基本協定や事業契約の締結など手続を進め、12月からの準備期間を経て、移行する予定となっております。

次に、各課の個別の取り組みについてご報告いたします。

初めに企画財政課関係ですが、平成24年度普通交付税の額は58億5,299万2,000円に確定いたしました。昨年度に比べ1億544万9,000円、1.8%の減となっております。これは、中学校統合による学校数、学級数の減や人口密度による補正数値の変更等が影響したものです。現計予算との差額は5億円ほどでありますが、今後の補正財源及び歳入不確定要素の対応財源として留保してまいります。

住民生活課関係ですが、秋田県消防協会大仙仙北美郷支部消防訓練大会が7月21日、大仙市で行われ、小型ポンプ操法の部で本町消防団第3分団が準優勝いたしました。

福祉保健課関係ですが、認知症の高齢者を地域で見守る一人となってほしいと、介護科を有する六郷高校の1年生98人を対象とした認知症サポーターの養成講座を7月19日、同校で開催いたしました。

農政課関係ですが、平成24年産米の生産数量目標の農家等への配分については、生産数量目標が2万1,490トン、配分率62.80%を農業協同組合と主食集荷業者に情報提供し、全町一律配分により農家の皆様にご協力をお願いしてまいりました。現在までの達成状況は、主食用水稲作付面積が3,763.20ヘクタールで、達成率99.6%となっております。

農業者戸別所得補償交付金の申請状況については、対象農家2,149戸に対し、飯米農家や非参加

農家等の申請不用農家312戸を除いた1,837戸が7月30日付で申請済みです。今後は交付金の年内 支払いに向けて関係機関と協力してまいります。

農家の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの「人と農地の問題」の解決に向けた新たな取り組みとして、国が推進している人・農地プランの作成については、町ではこれまで、国及び町で作成した冊子により集落での説明会を行うとともに、国、県、農業協同組合及び農業共済組合等の関係機関とチームを立ち上げ、検討を重ねております。

その中で、地域ごとのプラン作成時期の違いで支援に差を生じさせないことや、担い手農家の 集落を超えた作付状況を踏まえ、町全体を一つの地域としてプランを作成することとし、今後の スケジュール等を決定しております。また、農家等へのアンケート調査を8月中に実施し、現在 集計作業を進めており、結果を分析し、対応してまいります。

県産米の放射性物質検査についてですが、国の原子力災害対策本部で示すガイドラインで本県の農畜産物も引き続き検査実施対象となっていることから、昨年度と同様に収穫後検査を旧市町 村単位の69カ所で県が実施いたします。

県では、稲刈りの始期に、旧市町村ごとに出荷自粛の要否を決める収穫後検査を実施し、放射性セシウムが1キログラム当たり国の基準値である100ベクレルをさらに下回る50ベクレル以下の場合、当該旧市町村の米の出荷自粛を解除することとしております。

町では、検査の実施と検査結果が判明するまでの出荷自粛について、農家等にチラシを配布し 周知しており、関係集荷団体と連携しながら検査に全面的に協力し、「美郷米」の安全を早期に公 表するよう努めてまいります。

商工観光交流課関係ですが、美郷町ラベンダーまつりを6月30日から7月16日までの17日間開催し、町内外から約3万8,500人にご来園いただきました。

町内3温泉の経営統合に伴う有限会社あったか山の清算について、残余財産が72万290円に確定し、清算人から7月24日付で分配に係る通知があり、財産収入として今定例会の補正予算に計上しております。

美郷大使鼎談を7月30日、美郷町公民館で開催し、町内小中学校教職員を初め町議会議員、行政関係者、町民など約200人が参加いたしました。今回のテーマは「美郷の将来を担う子どもたちに伝えたいこと~たくましい大人へのステップとして~」で、まちづくりの礎ともいえる教育について、3人の大使からこれまでのご経験から示唆に富んだお話をいただき、学校、家庭、地域それぞれの場において大人が果たす役割の大きさを改めて感じたところです。

首都圏の3つのふるさと会の統合についてですが、本年6月から7月にかけて東京都内で開催された各会の総会で統合案が承認されました。今後は、来年度の統合に向けて、統合準備委員並びに役員候補者により具体的な準備作業が進められる予定となっております。

建設課関係ですが、農業集落排水使用料の統一説明会を7月25日から8月1日まで町内8会場で開催し、77人が出席いたしました。また、農業集落排水に加入している1,287世帯に8月7日、使用料統一の説明資料を送付しご理解をお願いしており、現在、各種問い合わせ等に対応する期間としているところです。

本年2月の異常低温による道路災害復旧事業の災害査定が7月31日と8月1日に行われ、町道8路線を対象に1億766万1,000円が災害認定されました。今後、国からの交付決定を受け、工事発注の予定です。

住宅リフォーム緊急支援事業については、8月末までの申請件数は102件で846万1,000円の補助 金交付を決定しており、今後の申請に対応する経費を今定例会の補正予算に計上しております。

6月以降の工事発注状況については、道路改良舗装工事として築立土木1号線、舗装補修工事として切上・東君堂線など9路線を6,093万450円で発注済みです。また、道路維持工事として花岡善知鳥線維持工事など3件を407万3,500円で発注済みですが、9月末までに道路改良舗装工事4件、舗装補修工事2件、道路維持工事1件を発注予定です。このほか公園施設補修工事3件、公営住宅簡易水道接続工事を388万3,950円で発注済みです。

業務委託関係では、作山・南明田地線など5路線の路線測量調査及び実施設計を1,176万円で、 橋梁長寿命化点検業務を705万6,000円で発注済みです。

上下水道関係では、六郷東部地区簡易水道の配水管敷設工事や集落排水の維持補修工事21件を9,986万4,628円で、千畑中央地区簡易水道詳細設計業務委託など3件を834万7,500円で発注済みです。今後とも早期発注と円滑な事務の遂行に努めてまいります。

教育総務課関係ですが、本年4月に開校した美郷中学校の各種体育大会での戦績は、5月に行われた郡市陸上競技大会での完全優勝に始まり、全県大会、東北大会及び全国大会に多数の生徒が出場を果たすなど目覚ましい活躍を遂げており、生徒派遣費の増額を今定例会の補正予算に計上しております。

美郷町教育を考える会夏季研修会が7月30日、美郷町公民館で開催され、町内の幼稚園及び小中学校の教職員が参加いたしました。研修会では東京都大田区立道塚小学校の山本惠美子校長を講師に迎え、英語活動について実践を交えながらご指導いただき、今後、小中学校での系統性を

意識した教科指導に生かされることが期待されます。

生涯学習課関係ですが、成人式を8月15日、美郷町公民館で挙行し、新成人224人のうち200人が出席いたしました。式では成人証書を授与するとともに、成人式実行委員会が制作した記念DVDの放映などが行われました。これからを担う世代として、各般にわたるご活躍を心から願っております。

平成24年度国民体育大会東北ブロック大会兼第39回東北総合体育大会バドミントン競技が8月19日、美郷総合体育館で開催され、東北地区から164人の選手、監督等が集い、熱戦が展開されました。

本県で平成26年度に開催される第29回国民文化祭に向けて美郷町実行委員会を8月30日に発足し、町主催事業を音楽とし、ジャズで交流を図ることが議決されました。今後、県や関係団体と連携し、26年10月の本開催に向け、事業の具体化に取り組んでまいります。

次に、提出いたしました議案の概要についてご説明いたします。

報告第11号 継続費精算報告書についてですが、美郷町継続費に係る防災行政無線整備事業及 び統合中学校増築事業が完了いたしましたので、地方自治法施行令に基づきご報告するものです。

報告第12号 健全化判断比率の報告について及び報告第13号 資金不足比率の報告についてですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきご報告するものです。

認定第1号 平成23年度美郷町一般会計決算認定についてですが、決算額は、歳入124億3,310万6,000円、歳出120億4,342万9,000円で、歳入歳出差し引き3億8,967万7,000円です。経常収支比率は88.2%で、22年度決算の86.4%に比べ1.8ポイント上昇しております。これは、社会保障費の増加及び分母に算入される臨時財政対策債の借り入れを行わなかったことが主な要因となっております。

また、公債費等による財政負担の度合いを判断する指標の実質公債費比率は12.8%となり、22 年度決算の14.2%に比べ1.4ポイント改善いたしました。今後も財政健全化に向けた取り組みを強 化してまいります。

認定第2号 平成23年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定についてですが、歳入27億1,436 万8,000円、歳出24億5,772万9,000円で、歳入歳出差し引き2億5,663万9,000円です。

認定第3号 平成23年度美郷町簡易水道事業特別会計決算認定についてですが、歳入3億9,295万7,000円、歳出3億9,182万円で、歳入歳出差し引き113万7,000円です。

認定第4号 平成23年度美郷町下水道事業特別会計決算認定についてですが、歳入1億7,134万

8,000円、歳出1億6,904万8,000円で、歳入歳出差し引き230万円です。

認定第5号 平成23年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定についてですが、歳入1億8,087万7,000円、歳出1億7,767万2,000円で、歳入歳出差し引きは320万5,000円です。

認定第6号 平成23年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定についてですが、歳入1億7,055万3,000円、歳出1億7,030万2,000円で、歳入歳出差し引き25万1,000円です。

議案第66号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてですが、髙橋 学氏を新た に人権擁護委員として推薦したく、意見を求めるものです。

議案第67号 美郷町体育館設置条例の一部改正について、議案第68号 美郷町北運動公園設置 条例の一部改正について及び議案第69号 美郷町交流センター設置条例及び美郷町交流センター 使用料徴収条例の一部改正についてですが、美郷町公共施設再編計画に基づき改正したく、お諮 りするものです。

議案第70号 美郷町道路占用料徴収条例の一部改正についてですが、100円未満の端数処理について、ほかの自治体と同様の処理をするため規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第71号 美郷町農村公園条例の一部改正についてですが、土地改良法による換地処分に伴い、美郷町小荒川農村公園に新たな地番が設定されたため規定を改正したく、提案するものです。 議案第72号 美郷町特定地区公園条例の一部改正についてですが、美郷町公共施設再編計画に 基づき改正したく、お諮りするものです。

議案第73号 美郷町防災会議条例の一部改正について及び議案第74号 美郷町災害対策本部条例の一部改正についてですが、災害対策基本法の改正に伴い改正したく、お諮りするものです。

議案第75号 美郷町職員の厚生制度に関する条例の廃止についてですが、財団法人秋田県市町 村職員互助会の破産により、お諮りするものです。

議案第76号 指定管理者の指定についてですが、美郷町清水とふれあいの里の施設のうち、観光案内休憩広場の観光案内休憩所を管理運営する指定管理者及びその指定期間についてお諮りするものです。

議案第77号 平成24年度美郷町一般会計補正予算第6号についてですが、地方債の借入やあったか山清算金等による歳入の増、公共施設再編に係る湯田ダムトイレ、あずまや及びカントリーパークパークハウスの解体並び北ふれあい館の管理に要する経費、地域健康管理システムの更新に伴う経費、美郷中学校陸上トラック改修工事に要する経費等を新たに追加するほか、道路舗装補修工事、ポリオ予防接種に関する経費の増額等による歳入歳出予算の補正等についてお諮りす

るものです。

議案第78号 平成24年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号についてですが、前年度 繰越金及び人間ドック費用負担金等の増額による歳入歳出予算の補正についてお諮りするもので す。

議案第79号 平成24年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第2号についてですが、工法変更により水道管移設工事を減額し、用地の取得及び測量調査委託料を追加するとともに、漏水に伴う修繕費の増及び施設機器更新による工事費の増額による歳出予算の組み替えについてお諮りするものです。

議案第80号 平成24年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてですが、前年 度繰越金の増額等による歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきましてご説明いたしました。

なお、詳細につきましては各担当課長等に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお 願い申し上げ、招集の挨拶といたします。

### ◎陳情第6号の上程

○議長(高橋 猛君) 日程第5、陳情第6号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については総務常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認め、陳情第6号については総務常任委員会に審査を付託する ことに決定しました。

### ◎陳情第7号の上程

○議長(高橋 猛君) 日程第6、陳情第7号 少人数学級の推進、義務教育費国庫負担率2分の 1復元に係る意見書採択についての陳情書を上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については教育民生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認め、陳情第7号については教育民生常任委員会に審査を付託 することに決定しました。

#### ◎一般質問

○議長(髙橋 猛君) 日程第7、一般質問を行います。

今議会定例会での一般質問の通告者は4名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言してください。

# ◇中 村 利 昭 君

○議長(高橋 猛君) 最初に、6番、中村利昭君の一般質問を許可いたします。中村利昭君、登 壇願います。

(6番 中村利昭君 登壇)

○6番(中村利昭君) 質問に入ります前に皆様方にお願いがございます。私は発病後、身体、言語ともにまだ不十分な状態でありながら、この場に立つことをどうかご了承をお願いいたします。言葉の聞きにくい点、たくさんあると思いますが、最後までよろしくお願いします。

それでは、質問に入ります。

はり・マッサージ券について。

我が美郷町では、高齢者の健康維持増進を図るために、65歳以上を対象にしてはり・マッサージ券を施術を行う場合の一部助成として年12枚を交付しているが、これを年20枚ぐらいまで交付できないかということでございます。今12枚とあるのがどうか、いいのか悪いのかわかりませんが、とにかくこれをふやすことができないものかということであります。

また、今働き盛りである方のさまざまなお話を聞いてみますと、もう少し年齢を下げて、今私 たちが働きながら非常にあちこち痛いということも何とかならんものかということがかなりあり ます。それで、65歳以上ということでありますが、75、80も対象になる高年齢の方でも行ける方 は行きますが、家族がこの方たちの送迎のために果たして十分に行ってやれるのかどうかという 問題もありますし、また高齢者にあって慢性化した状態になるよりも、私は早目にやったほうが いいのではないかという案でございます。

そして、今交付されている状況が申請方式であります。まだこの申請をされない方の話を聞いてみますと、ええ、そんなことがあるんですかとまだ知らない方がおるように思います。実際にそういう方に、こうこうこういうふうにしてやったらちゃんと来るんですよと言いましたら、早速やったら来ましたということの話がありました。ですから、この申請方式を、今使っている住民台帳をこのはり・マッサージ券の年齢に達したら自動的にこの医療費の抑制策として対象者を広げるようなことができないかということを町長のお考えを伺いたいと思います。

〇議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

**〇町長(松田知己君)** ただいまのご質問にお答えいたします。

一つ目のご質問の交付枚数の増加についてですが、平成23年度におけるはり・きゅう・マッサージ施術券は申請に基づきまして総計1万7,976枚を発行しております。しかし実際に使用されたのは3,675枚で、利用率は20.4%となっております。つまり、あくまで平均値の話ですが、12枚を交付いたしましても1人当たりの利用は3枚以内の実態にあるということです。この状況は過去3年間ほぼ同様の状況にあります。

また、交付枚数については、近隣市においては1市を除き美郷町と同じ交付枚数となっている 状況です。こうした現状を踏まえますと、現在のところ交付枚数をふやすことを考える段階では ないものと存じます。ご理解をお願いいたします。

次に、交付対象年齢の引き下げについてですが、この事業は、議員もおっしゃいましたとおり、高齢者福祉施策の一環として行っていることはご存じのとおりです。加齢によって低下してくる身体の機能をこの制度を活用して整え、元気にご自宅で生活を重ねていただきたい趣旨で高齢者福祉施策として位置づけているところです。そのため、対象年齢の65歳より引き下げることを検討するということは施策の位置づけを見直しすることとなり、制度自体の目的並びに内容も根幹から考え直さなければなりません。

また、近隣市の同様施策の対象年齢を見ても、1市は美郷町より低年齢から対象としているものの1市は美郷町より高年齢からの対象としているなど、近隣他市と比較しても65歳からの対象は妥当と認識しております。したがいまして、現段階で現行の対象年齢を維持してまいりたいと

考えております。

なお、美郷町の高齢化率は合併当初は約28.4%でしたが、平成24年7月現在では約31.2%と高齢化が進み、あわせて高齢者福祉施策の充実に伴う関係予算の増大も進んでいる状況の中で、この制度の予算確保に努めていることも議員にはご理解をお願いしたいと思います。

また、働き盛りの方も含めた健康対策については、総合健診の受診を通じた健康意識の向上に加え、体を動かすことで腰痛などを軽快にさせる操体法講習会の開催や健康運動指導士による運動教室などを開催しておりますので、このような事業にご参加いただき健康の保持に努めていただきたいと存じます。

最後に、施術券の交付方法についてですが、65歳以上の全対象者のうち実際に申請される方は約22から24%前後となっております。また、先ほど述べましたとおり、交付された施術券のうち実際に使用されるのはさらにその約20%となっております。また、近隣市の交付方法については、いずれも美郷町と同様、希望する方の申請行為に基づき交付しているとのことです。こうした状況を踏まえますと、交付方法についても現行制度を維持してまいりたいと考えているところです。

なお、議員ご指摘のこの制度の周知についてですが、3月または4月の広報に掲載するととも に全戸配布されるまちづくりガイドにも掲載しております。広く周知を図っているところですの で、あわせてご理解をいただきたいと存じます。以上です。

- ○議長(髙橋 猛君) 再質問ありますか。6番、中村利昭君の再質問を許可します。
- ○6番(中村利昭君) 今のご答弁のとおりでありますが、私は今の医療費の増大ということが今かなり問題になっているのではないかと思います。そういう中で、西洋と東洋のいいところ、これを合わせてやれば、増大する一方の医療費の抑制に組み込んで、医療体制の中に組んでやればどうなのかなというふうな思いがあります。というのは、私が2010年の3月に倒れたとき、西洋の先生が一生懸命やったけどこれ以上何ともならんという状態のとき、カイロプラクティックの先生が1時間やったら30か40の血圧が下がって集中治療室にいた状態から脱することができました。そうしたら、その西洋の先生が何とかそのカイロプラクティックの先生に面談させてほしいと3回ほど言われました。ところが、実際緊急医療体制の病院であったので、たまたまセッティングした時間帯に緊急車両が到着して手術ということでなかなか実施できませんでしたが、私はこれを西洋と東洋のいいところを結びつけて医療費の増大する抑制策としてやってはどんなものかということを思ったわけです。実際これは2010年の3月の後半でした。岩手県の沢内病院で実

際この院長が西洋医学と東洋医学の併用を行ってやった放映がされておりました。そうしたら、たまたま、20年来整形に通っていた方が二、三日やったら、東洋医学のはり、うん、というふうな感じでおったそうなんですが、実際には今まで車椅子の生活20年やっていた人が歩いて買い物しておったという放映が、日本放送協会といえばNHKでありますが、そんなやたらでたらめな放送はないと思いますが、そういう放送でありましたので、私はこの東洋と西洋のいいところを合わせれば医療費の抑制策につながるのではないかというふうに思っているんですが、町長、その辺はどうでしょうか。

- ○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。
- **〇町長(松田知己君)** ただいまの再質問にお答えいたします。

議員がおっしゃいましたことについては否定はいたしません。そういう事例があるものと存じます。その問題と、また町が高齢者福祉施策として実施しているはり・きゅう・マッサージの施術については別の観点での整理が必要であろうと思いますので、町の福祉施策としては先ほど答弁した内容であることにご理解いただきたいと存じます。

- ○議長(髙橋 猛君) それでは、次の質問に移っていただきます。
- **〇6番(中村利昭君)** それでは続いて、まちづくりということについてであります。

町では交流人口の拡大と通過型観光から脱却を図るとありますが、私も同感であります。これには滞在型という方もあると思いますが、私は最初から定住策を図るべきと思い、とにかく人口減少を食いとめる政策の一つに住宅を格安に提供することもあると思うので、町営住宅を、23年の住宅整備計画で発表になっておりますが、この町営住宅を見直してふやすということができないかということ、さまざまそういう一旦決まったことを覆すということになればまた大変だと思いますが、そこら辺について町長はどのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

**〇町長(松田知己君)** ただいまのご質問にお答えいたします。

町営住宅につきましては、公営住宅法に基づき、住宅に困窮している低所得者に対して低廉な家賃で住宅を供給することを目的にこれまで旧町村時代からの整備を重ね、現在まで189戸の町営住宅を整備し、住宅困窮者に住宅供給しているところです。美郷町では今後の公営住宅のあり方等をはっきりさせるため平成23年に美郷町公営住宅整備計画をまとめておりますが、策定に当たっては、総務省が人口規模と産業構造により分類した類似団体の公営住宅の整備状況も踏まえな

がら計画を策定しております。現在のところこの計画に従い公営住宅の適切な維持管理等に努めているところですが、住宅戸数については、一部の公営住宅で耐用年数が到来するまでは当面現 状維持することとしているところです。

また、公営住宅以外の動きについてですが、町内のここ3年間の動きでは、民間の賃貸住宅が3棟12世帯分増築されているほか、六郷地区では戸建ての建売住宅や新たに宅地を取得しての新築住宅が計32戸建築されている状況です。

町の公営住宅整備計画を踏まえるとともに、こうした町内の住宅整備状況もあわせて考えますと、さきにまとめた整備計画を見直し新たに住宅困窮者用の町営住宅を増設する判断には現段階では至っておらず、それよりも、民間での取り組みが活性化することで定住促進が図られる環境整備の検討や地域課題となっております空き家の利活用の促進策の検討など、いずれにしても民間活動が活性化する方向での議論が肝要と認識しているところですので、どうかご理解いただきますようにお願いいたします。

- ○議長(髙橋 猛君) 再質問ありますか。6番、中村利昭君の再質問を許可いたします。
- ○6番(中村利昭君) 町営住宅についてはさまざま問題がありますが、やっぱり耐用年数を使い切るということになればやはり維持管理費その他営繕工事の単価が物すごく増すと思います。やはり私は10年というスパンを考えて、老朽化が始まる前に、10年住んだらこの住宅は、どうしても法的な問題があるとは思いますが、入居者に対して10年たったらこの住宅を払い下げするとか、または増築するとか改築するようなことも認めた上で、また10年住んだら無料で差し上げると。そして、この美郷町に住みたいというふうな考えになるようなそういう初期段階の政策に私はスパンを10年ぐらいというふうに考えておりますが、10年過ぎれば維持管理が増大するというふうに私は経験上そう思っております。また、こういう民間の業者の参入も大変喜ばしいことでありますが、私はやっぱり民間と行政がともに手をとって、この町のあちこちはみんな減るんだけれどもこの美郷は人口がふえるというふうな方向になればいいと思って質問するわけですが、そこら辺はどうでしょうか。
- ○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。
- ○町長(松田知己君) ただいまの再質問にお答えいたします。

基本的に行政機関と民間が連携できる部分は連携してというのは賛成しております。そのため これまでさまざまな取り組みについて民間との連携を意識した取り組みとしております。ちなみ に、ことしからスタートした若者定住奨励金は民間との連携を意識しなければできない取り組み でありますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。その上で定住を促進するためにはたく さんの手法があるわけですが、現段階としては、先ほど答弁で申しましたとおり、公営住宅をふ やすことによっての定住促進という観点よりも、民間活動が活性化しやすい方向を模索するとい う立場に立っております。

また、10年経過後払い下げ等についてのご提案ですが、御存じのとおり、国からの交付金を得ての整備である以上は一定の制約を受けることもぜひご理解をいただきたいと存じます。以上です。

- ○議長(髙橋 猛君) よろしいですか。(「はい」の声あり)
- ○6番(中村利昭君) 大変申しわけない質問でございましたが、私は、以前からあるように、この地域が活性化するためには、よそ者、言葉は悪いんですが、若者が集まってこの地域が活性化するためにはやはりそういう何か他の市町村と違った形でこの美郷町は私はベッドタウン化するのが有利な方向の条件があるなというふうに思っておりますが、それは今後の質問の課題といたしまして、今回はこれで終わります。どうもありがとうございました。
- ○議長(髙橋 猛君) これで、6番、中村利昭君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

(午前10時58分)

(午前11時07分)

〇議長(髙橋 猛君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◇熊 谷 隆 一 君

○議長(髙橋 猛君) 次に、15番、熊谷隆一君の一般質問を許可いたします。熊谷隆一君、登壇願います。

(15番 熊谷隆一君 登壇)

○15番(熊谷隆一君) 通告に従いまして一般質問を行います。

空き家対策について伺います。

美郷町内でも長年人が住まなくなり放置されたままの住宅や荒れたままの宅地が存在し、近隣 に住む町民からはそれらの対策を望む要望が町にも寄せられていると思います。近年は冬期間は 豪雪によることが多く、また、ことし4月の暴風など、老朽化が進み、自然災害による建物被害 も心配されるところであります。また、ある地域では、タヌキやアナグマなどの野生動物のすみ かとなって、それらの動物が近隣の畑で栽培されている収穫間近の野菜を食い荒らすなどの被害 が出ているところもあると聞いております。

このような状況を踏まえて町では、昨年12月の定例議会において美郷町空き家等の適正管理に関する条例が制定されております。この条例制定によってルール面での対策はとられたわけでありますが、個人の財産の権利の問題やいろいろな複雑な事情がありこれまでなかなか解体等の措置がとられてこなかったと思いますが、町民の望む早期の解体措置については不十分な面がなかったかなというふうに思い、質問をするところであります。

一つ目として、実態の把握についてはどれぐらいになっておるでしょうか。アバウトな数字で 結構ですけれども、旧地域ごとに数字をご調査されておりましたら答弁お願いします。

それから、二つ目として、当該地区や住民との協議、調査などがされておるのかということについてお伺いいたします。

三つ目としては、前の質問事項も踏まえまして、具体的に非常に危険だというようなことから 実際の解体等の計画予定があるのかというようなことについてお伺いいたします。

四つ目として、やはり解体については経済的な問題も非常に大きいと思いまして、解体費用の 助成制度を設ける考えがおありなのかというような点について、以上の点についてお伺いいたし ます。

○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

**〇町長(松田知己君)** ただいまのご質問にお答えいたします。

空き家につきましては、議員ご承知のとおり、昨年12月の定例議会において美郷町空き家等の 適正管理に関する条例を議決いただき、本年1月1日より施行し、対応しているところです。住 民等から情報提供があった場合、町で把握している情報と符合の上、速やかに現地調査などを し、適正な維持管理について助言を行っております。助言に応じない場合は、指導、勧告、期限 を伴う改善命令とその効果を次第に強め適正管理を促すこととしており、さらに、近隣住民等の 生命に危害を及ぼすおそれが確実に認められる場合には、空き家等の適正管理に関する条例施行 規則に定める調査委員会に諮り法律に基づいた強制的な行政代執行も可能としております。

なお、所有者が不明の空き家については、道路にせり出した雪庇を落とすなど当面の危険を排

除する応急措置はこれまで町で行っているところです。

さて、議員ご質問の実態把握についてですが、地区ごとの軒数は、千畑地区が111軒、六郷地区が119軒、仙南地区が82軒の計312軒を把握しております。そのうち住家が300軒、小屋・物置等の非住家が12軒です。また、そのうち、相続されていないあるいは連絡先不明などの所有者不明の空き家が17軒となっております。今冬は83軒について雪下ろしの助言を行い、49軒で対応してもらっています。今年度に入ってからは7軒について適正管理の助言を行い、1軒については解体撤去に至っております。

次に、地区住民との協議、調査等についてですが、空き家についての情報提供があった場合、 近隣住民や行政協力員、自主防災組織の代表者などとともに現地調査をし、所有者や親戚の状 況、空き家になった時期などの調査等を行っております。

また、所有者不明の空き家については、状況に応じて行政区や自主防災組織と連携して道路にせり出した雪庇を落とすなど、先ほど申しました当面の危険を排除する対応をしてきているところです。

次に、具体的な解体方針等についてですが、さきに申しましたとおり、近隣住民等の生命に危害を及ぼすおそれが確実に認められる場合に限り、空き家条例施行規則で定める調査委員会に諮り法律に基づいた強制的な代執行も可能としております。この行政代執行についてですが、解体が全てではありません。あくまで危険の除去を目的とした代執行となりますので、判断も対応内容もケース・バイ・ケースとならざるを得ないと存じます。したがって、議員ご質問の画一的な具体の解体方針等は、申しわけありませんが、ご提示することができませんので、ご理解いただきたいと存じます。

最後に、解体費用の助成についてですが、ご承知のとおり、町の助成制度はありません。一方、経済的な問題など種々の理由から解体できないという場合も当然考えられるところです。町としては個々の状況を踏まえた上で、所有者に対し助成できないか、あるいは行政区や自主防災組織の活動の一環として対応できないか、またその活動に対して助成できないかなど、今後あらゆる面からの検討を重ねていきたいと考えているところです。しかしながら、基本は、空き家は個人財産として所有者が適正管理することです。町としては引き続き所有者に粘り強く空き家の適正管理を呼びかけていく努力は継続してまいりたいと考えております。

なお、町では、空き家等の有効利用と定住促進による地域の活性化を図るためにかねてより空き家等情報登録制度を設けているほか、今年度からは若者定住促進奨励金制度も準備していると

ころです。これらの制度も周知徹底し、実効ある空き家対策とともに定住促進対策として活用されるよう努めていきたいと考えております。以上です。

- **○議長(髙橋 猛君)** 再質問ありますか。15番、熊谷隆一君の再質問を許可します。
- ○15番(熊谷隆一君) 野生生物がすみかとなっているということでそれぞれ農政課等でも対応しておるようですけれども、なかなかいろいろな自然保護等の法的な関係もあるようですけれども、やはり近隣住民は非常に困っておるというようなお話もありました。この点についてはどのように対策をとられていくのかというようなことについてお伺いしたいと思います。
- ○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。
- 〇町長(松田知己君) 再質問にお答えいたします。

野生生物のすみかになっている現状につきましても、基本は所有者の責任であるというふうに 認識しております。その上で、先ほど申しました助言を行いまして、そうした現状にあるという ことを所有者にお伝えするとともに、係る状況において発生する被害がどの程度なのかといった ことを現地において把握した上で、町としてできることできないことの取捨選別の上で住民の 方々がお困りにならないようにできる範囲の中で対応してまいりたいと考えております。

○議長(髙橋 猛君) よろしいですか。(「はい」の声あり) これで、15番、熊谷隆一君の一般質問を終わります。

# ◇泉 美和子君

○議長(髙橋 猛君) 次に、9番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。泉 美和子君、 登壇願います。

(9番 泉 美和子君 登壇)

○9番(泉 美和子君) 通告に従い一般質問いたします。

初めに、住民の暮らしや営業に困難を及ぼす消費税増税問題についてお聞きいたします。

民主・自民・公明3党の密室談合によって、消費税増税だけが先行した税と社会保障一体改革 法が成立しました。多数の世論を無視し、財界の強い要請に従い強行されたものです。法案を提 案された民主・自民の議員からも反対者が出るという国民多数の反対に遭い、提案された3党の 間にも矛盾と亀裂を招くものでした。法案成立後の世論調査でも過半数が増税成立を評価しない と答えています。消費税10%への増税で13.5兆円の税収ですが、年金など社会保障分野で6.5兆 円、2兆円は財政赤字への補填、あとの5兆円は大型公共事業へと配分されようとしていること は国会の論戦でも明らかとなっています。「増税分が社会保障に使われない」、「経済も財政も共倒れになる」、「中小企業が転嫁できない問題を解決できない」など、政府の増税推進論は総崩れです。

町民の方々からも、消費税が2倍になったら倒産する業者が続出するだろう、消費税がやられてから福祉がよくなったどころか逆である、国の政治は私たちの暮らしの視点に一切立っていないという声が聞かれますが、まさにそのとおりだと思います。消費税はもともと低所得者ほど負担が重い「福祉破壊税」とも言うべきもので、社会保障の財源として最もふさわしくない税金だと思いますが、町長はどのような見解なのかお伺いいたします。

1997年に消費税が3%から5%に引き上げられたとき景気が一気に冷え込みました。今回の政府の消費税増税計画は、年金、医療改悪を含め20兆円以上の国民負担増となり、97年の国民負担増9兆円の倍以上になって日本経済に深刻な影響を及ぼし、震災被災地の復興にも大きな打撃となるものであります。

私たち日本共産党は、消費税に頼らなくても、能力に応じた負担で社会保障をよくする富裕 層、大企業に応分の負担を求める税制改革と国民の所得をふやして経済を立て直す経済改革、こ の2つの改革を同時並行で進めれば財政危機からも抜け出せるという財源論も示した経済提言を 行っています。

魁新聞の報道では、帝国データバンク仙台支店がまとめた企業の意識調査による消費税率引き上げが業績に悪影響を与えると回答した秋田県企業の割合が79.2%に上り、東北6県の中で最も高くなっている、こういう報道がされておりました。これによると、県内企業のうち増税によってかなり悪影響が出ると回答した企業は18.1%、悪影響があるは61.1%、このようになっております。そして、その理由として、増税の税負担が多い、こういうことが挙げられておりました。

住民からも不安と怒りの声がたくさん出されています。町民の暮らしに大きな影響を及ぼすこのような消費税増税は廃止しかありません。国会の場で決定されたことでありますが、町民の暮らしと自治体に直接大きな影響を与えるものであります。町民の暮らしの目線で考えたとき、この消費税増税の実施で町民の暮らしや町政運営に及ぼす影響をどのようになると考えているのかお聞かせください。

O議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

〇町長(松田知己君) ただいまの質問にお答えいたします。

消費増税を柱とする社会保障税一体改革関連法は8月10日、成立いたしました。消費税が社会保障の財源として最もふさわしくない税金であるとの議員のお考えですが、法律は立法府である国会の責任において議論され、決定されていくものです。そして、私ども地方公共団体は国会において成立した法律にのっとり適切な事務を推進する責務を有しております。議員ご発言のとおり、このたびの法律には国民初め国会議員にも多様な見解が存在していることは認識しており、私個人としてもいろいろな思いはありますが、法律にのっとり適切な事務を推進する地方公共団体の長がこうした公の場で既に成立した法律に見解を述べること自体に違和感がありますので、答弁は差し控えさせていただきます。

また、増税の実施による町民生活や町政運営に及ぼす影響につきましては、次のように考えて おります。

このたびの法律には努力目標として名目3%、実質2%の経済成長率が明記されておりまして、これを目指した総合的な施策の実施やその他の必要な措置を講ずることとされております。加えて、税率引き上げに当たっては、経済状況の判断等を行い、その執行の停止を含め所要の措置が講じられることになっております。したがって、町民生活に与える影響につきましては、増税による消費活動の減退やそれに伴うさまざまな影響が懸念されるところではありますが、経済状況の好転を目指した施策の効果等を検証しながら所要の措置が講ずることとしていることなどから、そうした施策効果も見通さなければ影響について論ずることはできません。しかし、現在、そうした懸念、つまりは負の影響と施策効果、つまりは正の影響を定量的に論じ総体としての影響の見解を述べられる情報や資料もなく、また状況にもないことにご理解ください。町としては今後の動向に注視しながら的確に対応していくことが重要と考えております。

また、町政運営につきましては、今回の改正により地方消費税交付金と地方交付税の配分率が引き上げられるわけですが、具体の影響につきましては、先ほど述べた理由と同様、現時点で把握は困難ですので、こちらも今後の動向を注視しながら的確に対応していくことが重要と考えているところです。以上です。

- ○議長(髙橋 猛君) 再質問ありますか。(「再質問はありません」の声あり) それでは、次の質問に移っていただきます。
- **〇9番(泉 美和子君)** 次の質問の前に、一言。再質問ではありませんけれども、よろしいですか。
- 〇議長(髙橋 猛君) はい。

○9番(泉 美和子君) 増税による消費活動の後退といいますか、こういうことが起こるというのは町長も認めていらっしゃるところですけれども、自治体には消費税の財源が入ってくるわけでありますけれども、住民の暮らしは、増税によっていろいろな労働、雇用問題などにも影響しながら、ひいては税収が、町個人の消費活動が衰退し個人消費も落ち込む、収入が減っていくというそういうことから、町に対する税収ですか、そういうのも減ることが大変懸念されるところだと思います。町長の立場でなかなか決まったことに対する見解はということでしたけれども、消費税が本当に10%になるとすれば大きな経済破壊が起こるのではないかと、こういうことが国会論戦の中でも明らかになっているということを一言述べさせていただきたいと思います。

次に、学校給食の助成についてお伺いいたします。

学校給食は子供の心と体の健全な発達を保障することを目的にしています。現在、食をめぐる 状況は、一見豊かそうに見えながら、内実は食品添加物や農薬、加工食品、輸入食品等の問題が 多くなっています。子供はお金さえ出せば好きなものを好きなだけ食べることができる状況にも あります。この結果、成人病の低年齢化の進行など、子供たちが果たして今後健康で長生きでき るのだろうか、こういうことも危惧されております。

そういう中、安全・安心な学校給食をというお母さんたちの運動の広がりとともに地元産の食材の推進が図られてきております。教育としての学校給食の役割がますます大きくなっていると思います。現在、給食費については食材費が保護者負担、こういうことでありますが、食育という観点からすれば大事な義務教育の一環です。義務教育の無償化という観点からもぜひ学校給食費への助成を検討すべきと考えるものです。

全国的には、人口減少対策と子育で支援として子供の医療費無料化などとともに給食費無料化を実施する自治体がふえてきています。兵庫県相生市では定住促進事業で子育で応援都市宣言をし、出産祝い金5万円の支給や幼稚園保育料無料化、中学3年生までの医療費無料化、新婚世帯家賃補助、そして幼稚園と小中学校の給食費の無料化などを実施しています。多くの全国の自治体から視察が相次いでいるということでありました。千葉県神崎町ではことし4月から町内の小中学生の学校給食費2分の1助成を実施しています。

県内でも八郎潟町がことし4月から小中学生の学校給食を全額助成をして無料化に踏み出し、 大変喜ばれています。八郎潟町の町長さんは以前から無料化にして保護者負担を軽減したかった と、財政事情が許してきたのでこういうことに踏み出したと、ずっと続けていきたい、このよう にお話をされておりました。 当町でも長引く不況と雇用の悪化で子育て世代の負担軽減を求める声が出されています。教育 支援あるいは子育て支援策として当町が行っているさまざまな取り組みの一環としても、ぜひ学 校給食費の無料化を求めるものですが、見解をお伺いいたします。

○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

**〇町長(松田知己君)** ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご紹介のとおり、全国の例を置きまして県内の例についてですが、県内の1自治体が今年度から小中学校の給食費無料化に踏み切りました。給食費を無料にすることで保護者の経済的負担を軽減するため約2,377万円の予算措置をしたと伺っております。一方、県内では、その自治体以外には一律で助成している例はありません。

学校給食については、議員もご承知のとおり、学校給食法に給食センター等の施設や設備の維持管理費及び運営に伴う調理員等の人件費は設置者である自治体の負担とし、それ以外の食材費については受益者である児童生徒の保護者が負担することと定められております。美郷町ではこの法律を踏まえ、現在、小学生1食265円、中学生1食295円の負担をしていただいておりますが、経済的理由により就学困難な児童生徒、いわゆる要保護・準要保護児童生徒に対しては、義務教育を受けるために必要な経費の援助として給食費も含んだ援助をしております。給食費としては、23年度実績として約740万円の援助をしているところです。

なお、町では、児童生徒の経済的理由の有無にかかわらず、子育て支援策の一環として、例えば児童生徒の公式大会出場の派遣費全額補助、課外活動及び大会参加等に伴う町有バス提供による保護者負担の軽減、町主催による芸術鑑賞や文化講演会の開催、認定こども園の待機児童ゼロ化、放課後児童クラブの低利用料金化、認定こども園での看護師配置、園及び小中学校での特別な支援を要する児童生徒への支援員配置など、他自治体より厚い支援を講じ、総体として保護者の負担軽減並びによりよい子育て環境の提供に努めているところです。したがって、子育て支援あるいは保護者の負担軽減については各自治体によって特色があるものと存じます。全体を見た上での判断になるものと存じます。

また、子育て家庭の生活の安定と子供の健やかな育成を支援することを目的とした新たな児童 手当につきましても、従前の児童手当に比べると支給対象者が小学校終了前から中学生までに拡 大されているとともに、支給額が大幅に引き上げられている中、町としても負担割合に応じた財 政負担をしているところです。さらに、子供の医療費に対する助成についても、窓口で各自が支 払う自己負担額について助成する経済的支援も実施しており、本年8月1日からは対象範囲を拡 大して小学生も対象にするなど、子育て世代の負担軽減を図っているところです。

議員にはこうした現在の幅広の取り組みに改めてご理解いただくとともに、町としては、県内 自治体の状況も踏まえた上で、現在のところ給食費を無料化する考えには至っておらないことに ご理解をお願いいたします。

- **〇議長(髙橋 猛君)** 再質問ありますか。9番、泉 美和子君の再質問を許可します。
- ○9番(泉 美和子君) 子育て支援策としては今までもいろいろ論じてきまして、町長、いろいろなさまざまな取り組み方があるということで、理解はもちろんしておりますけれども、今回、保護者負担軽減もまたさまざまな取り組みもあるということでもちろんですが、今回、とりわけ子育て、若い世代で、国の税制改正により年少扶養控除の廃止、こういうことで住民税の増税、すごく負担がふえたという若い世代の方々の声が、たくさん問い合わせなども私のところにありました。そういうところから、いろいろな無料化の中でもこのような取り組みをということで提案したところですけれども、いつも言っておりますが、子育て支援策として、例えば医療費無料化にしても中学3年生まで実施しているとか、他の町村の支援策に先立って特徴ある美郷町の支援策をぜひ総合的に取り組んでいただきたいという、そういう立場からも今回この問題を取り上げました。他の全国的な、先ほどの兵庫県の相生市などでも戦略的な課題として、若者の定住促進だとか、人口減少対策として戦略的に総合的にとらえているというところが、大変私、ぜひ当町でもこういうふうな取り組み方をしてもらいたいなと思ったところであります。

大仙市で医療費無料化、小学校6年生までだったのでということで前も質問いたしましたが、 だんだんあちこちでふえてきて今では中学校3年生まで無料化しているというところも出てきて おりますので、当町でももちろんそれ以外のいろいろな今町長がおっしゃったような支援策をや っているわけですけれども、一番保護者、住民が切実に思うところの負担軽減というところでい くと、医療費だとか保育料だとか給食費だとかというところに一番注目が集まるところだと自分 自身の経験からも考えるものであります。

そういう点から、同じようなご答弁になるかと思いますけれども、ぜひ戦略的な総合的な課題 としてこれから検討していただきたいということで、ご答弁をお願いいたします。

- ○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長 自席でお願います。
- **〇町長(松田知己君)** ただいまの再質問にお答えいたします。

総合的な戦略的なとらえ方でというご提案については真摯に受けとめたいと思います。

その上で、美郷町の子育て環境について改めて議員にもご認識いただきたいと存じますが、負担軽減がすべてではないということをご理解いただきたいと思います。美郷町の各種子育て施設、例えば幼稚園、保育園、それから学童保育、それから小学校、中学校の施設の整備水準もぜひご認識をいただきたいと存じます。他自治体に比して決して劣っていない。あるいは施設によっては確実に水準の高い施設を有し、一定の低料金で保育料並びに幼稚園の料金設定をし、使っていただいている。そうした快適性もぜひご理解いただいた上で全般的な把握の仕方についてご理解をお願いしたいと思います。

- 〇議長(髙橋 猛君) 再々質問ですか。
- ○9番(泉 美和子君) 町長のおっしゃることは十分わかりますが、庶民の切実な感覚は、やっぱりこの厳しい経済状況のもとで、雇用も不安定な状況で何とか負担を軽減してほしい、経済的な理由が圧倒的に多いわけであります。そこのところを、もちろん快適な環境だとかそういうことはもう十分わかりますけれども、実際の暮らしの中で本当に切実な願いはやっぱり経済的な面で、今本当にみんなが困っている。そういう方々がふえておりますし、これからこの消費税の増税の影響でそういうことも懸念されますので、ぜひ今後検討していただきたいということを述べまして、終わります。
- ○議長(髙橋 猛君) これで、9番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

#### ◇深 澤 均 君

○議長(髙橋 猛君) 次に、13番、深澤 均君の一般質問を許可いたします。深澤 均君、登壇 願います。

#### (13番 深澤 均君 登壇)

**〇13番(深澤 均君)** 通告に従って、若者への定住促進奨励について質問をいたします。

町はこれまで町外在住者に限定した定住奨励を行ってまいりましたが、今年度からは対象者を 40歳未満の若者を中心に町内在住者にも拡大し、定住促進奨励金事業をリニューアルしてスタートさせております。予算も23年度の40万円から24年度は974万円と大幅に増額され、若者たちの定住にかける美郷町の意気込みが伝わる予算となっているところでもあります。今、若い方々が将来を見据え定住を考えるとき、高額な出費を伴う住宅取得は、景気の低迷で収入が減る中、一方では消費税の増税を控え、決断が大変難しい時期であると思いますが、だからこそ美郷の定住促進奨励金制度を有効に活用してほしい、美郷に住み続けてほしいと、この事業には大変期待を寄

せるところであります。

そこで、定住促進奨励金の交付要綱について二、三お伺いをいたしますが、交付要綱では対象 者や子供の年齢などで細かく区別し奨励金に差をつけていますが、どのような考えによるもの か。

次に、一般的に公金を投入した支援はその後納税という形で還流するのが基本的な流れであると思いますが、納税という面からすれば、美郷に住む町民皆ひとしく納税義務があるわけであります。しかし、今回の制度では、町外者には最大100万円、町内在住者には30万円とその支援に大変大きな差をつけていますが、これは何を意味するものなのか。私は、若者を対象にしたこの制度による奨励金は町内外からの定住者に隔てなく支援するべきで、そのことが結果、定住促進に寄与すると考えますが、この点について町長のお考えを伺います。

次に、この事業はどういった形の成果目標を持っているのか。また、町外若者へのPRはどのように行っているのかもあわせてお聞きをいたします。

○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

**〇町長(松田知己君)** ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご質問のとおり、既にある定住奨励金はこれまで町外在住者を対象として実施してまいりましたが、これからの時代を担う若者たちに本町に定住していただくことを目的に、今年度から若者定住促進奨励金を制度化したことは議員ご理解のとおりです。

初めに、若者定住促進奨励金交付要綱の対象者の区別についてですが、基本は、人口増加への 寄与や次世代の美郷町定着への期待感です。その観点でまず重視したいのが、今後の出産や育児 を通して末永い定住と人口増加を期待しやすい40歳未満の若夫婦世帯、そして40歳以上でも美郷 意識の醸成に高い期待を持ちやすい乳幼児を扶養している世帯です。次に重視したいのが、今後 の婚姻による人口増を期待しやすい40歳未満の独身世帯、乳幼児に次ぎ美郷意識の醸成に期待が 持てる小学生、中学生及び高校生を扶養している世帯です。このように、人口増加と次世代の定 着の期待感で区別を設けているところです。

次に、町外からの定住者と町内在住者への支援を同一にすべきではないかということについてですが、本施策は町外の若者が本町へ定住することで人口の増加を図ることを施策の基本柱としていることから、町外からの定住者を重点に支援することとしたものです。一方、既に町内に住んでいる若者については、引き続き町内に住み人口維持を図る観点が必要との整理で、現在の内

容で支援を行っているところです。また、町内在住の方は、中古住宅等を取得したリフォームでもその費用は別途支援制度がありますので、上乗せが可能です。いずれ基本的な考え方は、高い金額を起点にするのではなく、低い金額の支援内容を起点としてより施策効果の高い部分を重点化し助成を上乗せしていく観点の整理ですので、ご理解をください。

なお、県内の自治体で自治体内の在住者に本事業と類似の支援を行っている自治体は1町のみ しかなく、町内在住者への支援は数少ない取り組みでもあることにご理解いただきたいと思いま す。

次に、本事業の成果目標と町外へのPRについてですが、成果目標については、今年度は町外からの定住者を5世帯、町内での該当者40世帯を目標としており、7月末現在の申請件数が、町外からの定住者3世帯、町内の該当者4世帯となっております。現在のところ申請件数が目標件数に比べ低い数字ですが、今年度からの事業開始ですので、宅地の取得や住宅の建築に伴う転入者の増加などの効果は来年度に反映されていくものと考えております。

なお、当事業では新築家屋の取得のほか空き家の購入も対象としており、これを機会に町内の 空き家解消にもつながることを期待しているところです。

町外へのPR方法については、町や県、公益財団法人秋田県ふるさと定住機構のホームページに事業内容を掲載しているとともに、道の駅雁の里せんなんや名水市場湧太郎、イオンスーパーセンターなど町外の来訪者が多い施設にパンフレットを設置しております。また、ふるさと会並びに東京都大田区でもパンフレットを配るなど周知に努めているところです。また、工事施工を受託する可能性が高い美郷町商工会建設業部会へも周知を行っており、事業対象者と施工者の両面からの事業周知により事業の積極的な利用を期待するところです。以上です。

- **〇議長(髙橋 猛君)** 再質問ありますか。13番、深澤 均君の再質問を許可します。
- ○13番(深澤 均君) 今の町長の答弁の中に、町内者への支援は1町のみであるという点では私は高く評価をいたしたいと、そういうふうに思っております。私は同時に、町外からの定住を否定するものでは全くありませんけれども、町民からは町内に住む若者にひとしく支援できないかという声を聞くことがありました。一方、町も美郷町後期基本計画における定住以降の調査結果を取りまとめております。今の場所に住み続けたいと思う人の割合は、20代、30代が他の年代に比べると下回っていることから、より一層の定住促進に向けた取り組みが必要であるというふうにまとめられております。また一方では、今定例会に上程されている23年度決算書を見てみますと、23年度の定住奨励金40万円の予算額に対して執行額は21万5,400円と約半分にとどまっていする。

るにもかかわらず、町外者の定住に重点を置いているところに違和感を感じるところであります。その点からしても町内在住者への等しい支援を望むところでありますが、これらのことを踏まえた見解をいま一度お願いをいたしたいと思います。

また、町外へのPRについてでありますが、私は、ただ単に定住促進奨励金をPRすることだけでなく、美郷の魅力というものもあわせてPRするべきではないのかなというふうに思ってございます。40歳未満といえば子育て世代の真っ盛りの方々でありますので、とりわけ定住を検討する場合に考慮するところは子育てあるいは教育環境かと思います。その点におきまして美郷町は、子育て、先ほどの答弁にもありましたように、美郷の子育て環境あるいは教育環境は、幼保一体の3こども園、小学校3校、中学校1校と大変バランスよく構築されていることで他町村に大変誇れるところかと思います。こういう点もぜひ一緒にPRしてはどうかというふうに思ってございますが、いま一度町長の見解をお願いしたいと思います。

- ○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。
- **〇町長(松田知己君)** ただいまの再質問にお答えいたします。

町内在住者と町外からの転入についての考え方についてですが、先ほど申しましたとおり、施策としての目的を町外からの転入という部分に力点を置いたということが現在の姿に至っておりますので、議員ご指摘のとおり、町内も大切にしたらどうだということは観点としては当然あるものと存じます。今現在の支援水準が町内在住者に対して少ないのか多いのか、あるいは、そこを起点とした場合に町外在住者に対して最大100万円が多いのか少ないのかという部分で再度検討してみたいと存じます。

それから、定住関係についてPRすべきとの話ですが、これまで定住に向けたパンフレット等の中で、町内の教育環境であったり町内の購買環境であったりを付したパンフレットを作成しております。既に。そういったパンフレットも配っていることをご理解いただいた上で、引き続きより多くの情報を定住の促進とともにPRすることに努めてまいりたいと思います。

- ○議長(髙橋 猛君) よろしいですか。再々質問を許可します。
- ○13番(深澤 均君) ちょっとこれ聞いたところでありますけれども、美郷町では確認申請がおよそ70件台ぐらいあるようでありまして、そのうち新規の住宅着工が約40件台ぐらいということでありました。そのうち、今回のこの制度で大きな特徴は、町内の施工業者からの取得が条件であるということが大きな条件でありまして、これは住宅リフォームと同様、地域経済の活性化や民間業者育成を考慮した施策と理解しているところでありますが、反面、定住を望む若い方々

からの目線からすれば、生涯一度あるかないかというような住宅取得に対しまして、選択権といいますか、そういうものが限定されるというようなこともあろうかと思います。もっと若者目線からの施策というものも重要なのではないかというふうな思いもしているところであります。そういう部分からして、例えば町内業者から取得した場合には最大100万円とか、町外業者から取得した場合には30万円とか、そういった面からの区別というのも検討されてはどうかと思いますが、その点に対してはいかがでしょうか。

- ○議長(髙橋 猛君) 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。
- **〇町長(松田知己君)** ただいまのご提言につきましては、ご提言として受けとめさせてもらいます。
- ○議長(髙橋 猛君) これで、13番、深澤 均君の一般質問を終わります。 昼食のため、午後1時まで休憩します。

(午前11時58分)

(午後 1時00分)

○議長(髙橋 猛君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

# ◎報告第11号の上程、説明

○議長(髙橋 猛君) 日程第8、報告第11号 継続費精算報告についてを上程いたします。 報告を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

- ○議長(髙橋 猛君) 報告の内容の説明を求めます。企画財政課長。
- **○企画財政課長(高橋 薫君)** 報告第11号について、ご説明いたします。

平成20年度から平成23年度の4カ年の継続費としておりました8款4項の防災行政無線整備事業及び平成22年度から平成23年度の2カ年の継続費としておりました10款3項の統合中学校増築事業の継続年度がそれぞれ終了しましたので、継続費精算報告書を調製し、報告するものです。

まず、防災行政無線整備事業の4カ年の合計ですが、全体計画の年割額が3億5,480万1,000円に対しまして実績の支出済み額が3億5,476万7,301円で、年割額と支出済み額の差額が3万3,699円となっております。

次に、統合中学校増築事業の2カ年の合計ですが、全体計画の年割額が5億7,080万円に対しまして実績の支出済み額が5億6,716万1,700円で、年割額と支出済み額の差額が363万8,300円となっております。

以上でございます。

○議長(髙橋 猛君) これで報告第11号の説明が終わりました。

#### ◎報告第12号の上程、説明

○議長(高橋 猛君) 日程第9、報告第12号 健全化判断比率の報告についてを上程いたします。 報告を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

- ○議長(髙橋 猛君) 報告の内容の説明を求めます。企画財政課長。
- **〇企画財政課長(高橋 薫君)** 報告第12号について、ご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律においては、地方公共団体の財政状況を客観的にあらわし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、次の4つの財政指標を 健全化判断比率として定めております。

毎年度、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされているもので、監査委員の審査につきましては8月29日に行っており、意見書は資料として添付してございます。

まず一つ目の実質赤字比率ですが、普通会計の標準財政規模に対する実質赤字の割合を示した ものです。平成23年度決算は黒字決算であることから、該当ございません。

二つ目の連結実質赤字比率は、一般会計及び特別会計全てを加えた実質赤字の割合を示したものでございます。一般会計、特別会計とも黒字決算であることから、こちらも該当ございません。

三つ目の実質公債費比率は、これまでの公債費比率に公営企業会計への繰出金、広域などの一部組合負担金、債務負担のうち公債費に充てたものを加えた比率で、3カ年の平均値であります。22年度は14.2%でしたが、23年度は12.8%となっており、比率が改善しております。要因として、公債費の繰上償還をここ数年行っていることが挙げられます。

四つ目の将来負担比率は、実質公債費比率の算定に用いた経費の現時点での将来負担分、それに退職金などを加えた経費の標準財政規模に対する割合です。22年度の数値は66.6%でしたが、23年度は46.1%と改善しております。法律では、この健全化判断比率について早期健全化基準が

定められており、この基準を上回った場合、外部監査委員による監査の実施や、それに基づいた 財政健全化計画の策定などが義務づけられますが、本町はすべての数値が基準を下回っておりま す。

以上であります。

○議長(髙橋 猛君) これで報告第12号の説明が終わりました。

#### ◎報告第13号の上程、説明

○議長(髙橋 猛君) 日程第10、報告第13号 資金不足比率の報告についてを上程いたします。 報告を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

- ○議長(髙橋 猛君) 報告の内容の説明を求めます。企画財政課長。
- **○企画財政課長(高橋 薫君)** 報告第13号について、ご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律においては、公営企業を経営する地方公共団体は毎年度公営企業会計ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされているものでございます。

資金不足比率は、公営企業会計の資金不足、つまり実質赤字額を基本とし、事業規模に対する 割合となっております。この比率については、経営健全化基準が定められており、この基準を上 回った場合、経営健全化計画の策定などが義務づけられておりますが、本町はすべての会計にお いて黒字決算でありますので、該当ございません。

以上でございます。

○議長(髙橋 猛君) これで報告第13号の説明が終わりました。

#### ◎認定第1号の上程、説明

○議長(髙橋 猛君) 日程第11、認定第1号 平成23年度美郷町一般会計決算認定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(髙橋 猛君) 歳入から款ごとに説明を求めます。

それでは、歳入1款町税について税務課長から説明を求めます。

○税務課長(小原隆昇君) 認定第1号 平成23年度一般会計決算についてご説明を申し上げます。 初めに、決算書9ページをお開きいただきます。

町税につきましては、全体の収入済み額は14億1,660万5,112円で、前年度より1,386万円余り減少してございます。収納率につきましては、現年度分で前年度を0.16ポイント上回る98.41%となりました。滞納繰越分の収入済み額につきましては、全体では前年度を104万円余り、収納率では前年度を2.24ポイント上回りました。滞納繰越分を含めた全体の収納率では、前年度を0.47ポイント上回393.70%となりました。

不納欠損額は町民税、固定資産税、軽自動車税の繰越分で161件、561万3,046円で、前年度を78万7,224円下回りました。欠損理由は、大部分が調査の結果納付能力がなく、処分可能な財産もなかったため欠損となったものでございますが、相続放棄により相続人が存在しなくなったものが2件、倒産により法人が清算され、配当がなかったもの8件が含まれます。これらにつきましては、現年度課税分につきましても徴収の見込みがないことから、欠損としております。

1款1項1目個人町民税は、4億7,483万7,647円となりましたが、課税の基礎となった平成22年分所得のうち、米価の下落、異常気象による収穫量の減少、一等米比率の低下の影響を受けて農業の申告所得が21年分に比べマイナス73%と大幅に減少したため、前年度を2,393万円余り下回りました。

2目法人につきましては、前年度より50万2,000円増の5,215万8,600円となりました。

2項1目固定資産税につきましては7億1,952万9,969円の収入済み額となっており、宅地についての下落修正を行った結果、前年度より497万円余り減少いたしました。

10ページへまいりまして、2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、備考に記載の3カ所からの収入でございます。

3 項軽自動車税につきましては、登録台数が増加したことにより前年度より38万円余り増加し、5,592万7,000円となりました。

4項町たばこ税につきましては、消費量は減少しておりますが、一昨年10月の税率改正により 前年度を1,400万円余り上回る1億909万6,696円となりました。

5項入湯税につきましては、納税対象となる入湯客数の減少により前年度を7万7,000円余り下回り、6,934人分、104万100円の収入済み額となってございます。

町税は以上でございます。

- ○議長(高橋 猛君) 次に、歳入2款地方譲与税から20款町債まで、企画財政課長から説明を求めます。
- **〇企画財政課長(高橋 薫君)** 11ページの2款地方譲与税から14ページ10款交通安全対策特別交付金までを一括し、説明させていただきます。

2款から10款までは、予算と同額の調定・収入となってございます。

14ページの9款地方交付税の普通交付税ですが、平成22年度と比較し1億4,637万8,000円、2.5%の増額となっております。これは、新たに別枠加算として地方活性化雇用対策費の上乗せがあったことと、国の地方交付税の総額が増額されたことによるものでございます。

特別交付税については、前年度と比較し3.3%の増額となっております。また、地方交付税を除いた譲与税等の合計は、平成22年度と比較し4.1%の減額となっております。

次の11款からは、予算額に対して調定と収入が大きく違っている、または収入未済額がある箇所、備考欄の説明でわかりづらい箇所などを中心に、款ごとに説明させていただきます。

それでは、まず11款分担金及び負担金です。

15ページ、1項1目2節保育料負担金の収入未済額ですが、現年度分未納額16万1,515円で、未納者6人、過年度分未納額3万円で、未納者1人となっております。また、納付能力がなく、さらに他県への転出など徴収が不可能なことから、1件分について不納欠損としております。

次に、12款使用料及び手数料です。

17ページ、1項6目1節住宅使用料の収入未済額ですが、現年度分未納額107万1,184円で、未納者が12人、過年度分未納額268万8,307円で、未納者15人となってございます。

7目1節幼稚園使用料の不納欠損ですが、納付能力がなくて、さらに他県への転出など徴収が 不可能なことから、2件分について欠損としております。

18ページ、2項2目2節清掃手数料の収入未済額ですが、ごみ袋販売手数料の過年度未納1件分でございます。

次に、13款国庫支出金です。

20ページをお願いします。1項3目1節公共土木の施設災害復旧費及び21ページ、2項4目2 節農林整備費補助金です。予算額に対しまして調定・収入額が0円となっておりますが、これは、 真昼岳線道路災害復旧事業及び農業体質強化基盤整備促進事業を繰越明許費としたことによるも のでございます。

5目1節道路新設改良費補助金ですが、予算額に対しまして調定・収入額が2,800万円ほど減額

となっておりますが、これは社会資本整備総合交付金事業の一部を繰越明許費としたことによる ものでございます。

次に、14款県支出金です。

25ページ、2項2目3節児童福祉費補助金ですが、予算額に対しまして600万円ほど不足していますが、これは子ども手当システム改修事業を繰越明許費としたことによるものです。

26ページ、5目2節農業振興費補助金ですが、予算額に対しまして調定・収入額が1,100万円ほど減額となっております。これは22年度より繰越事業として予算化しておりました農業生産施設等復旧対策事業ですが、補助事業実績額が見込額の3分の1程度であったことによるものです。

27ページ、4節国土調査費補助金及び5節林業費補助金ですが、予算額に対しまして調定・収入額が減額となっております。これは地積調査費事業の一部及び森林・林業・木材産業づくり交付金事業である認定こども園施設整備事業を繰越明許費としたことによるものでございます。

29ページ、3項6目1節土木総務費委託金ですが、予算額に対して調定・収入額が300万円ほど 増額となっております。これは豪雪により除雪委託作業量がふえたことによるものでございます。 次に、15款財産収入です。

31ページ、2項1目1節不動産売り払い収入の土地売り払い収入については、町の遊休地等5件を売り払いしたものです。建物売り払い収入は工業団地の工場を売り払いしたもの、立木売り払い収入は仏沢地区の間伐材を売り払いしたものでございます。

- 2目1節物品売り払い収入ですが、除雪車、建設廃材等を売り払いしたものです。
- 3目1節生産物売り払い収入ですが、ラベンダーの摘み取り料でございます。

次に、16款寄附金です。

32ページ、1目、2目ですが、一般寄附金が3件、指定寄附金であるふるさと美郷応援寄附金が25件でありました。

次に、17款繰入金です。

同じく32ページ、2目地域振興基金繰入金は、合併特例債の償還が終わった額の範囲内で取り 崩しを行い、地域振興のソフト事業に充当しております。なお、それによりつき出した一般財源 を資金に積み立てしてございます。

3目の百目木地区処分場基金繰入金は、百目木処分場の廃止に向けた調査等の財源として充当 しております。

33ページ、5目地域雇用創出推進基金繰入金は、21年度普通交付税で特別枠として交付された

分を積み立てた基金でございまして、そのうち雇用の創出につながる事業分を繰り入れし、充当 してございます。

次に18款繰越金ですが、これは前年度繰越金でございます。

次に、19款諸収入です。

34ページ、1項2目1節加算金ですが、たばこ税、法人町民税各1件について、期限内に申告書の提出がなされなかったため加算金として徴収したものでございます。

35ページ、3項1目1節奨学資金貸付金元利収入の収入未済額ですが、現年度分未納額112万5,000円で、未納者16人、過年度分未納額179万7,900円で、未納者12人となっております。

また、2目1節高齢者住宅整備資金貸付金元利収入の収入未済額ですが、現年度分未納額17万 3,404円で、未納者1人、過年度分未納額166万4,872円で、未納者3人となってございます。

37ページ、5項3目給食事業収入の収入未済額ですが、学校給食分でございまして、現年度分未納額61万1,525円で、未納者31人、過年度分未納額19万9,100円で、未納者8人となっております。

4 目過年度収入の国庫支出金、県支出金ですが、子ども手当追加交付金及び保育所運営費負担 金であります。

次に、5目雑入でございます。まず収入未済額の内訳ですが、放課後児童健全育成事業保護者 負担金で、現年度分6,000円で、1人の未納者、過年度分1万3,000円で、1人の未納者となって おります。

次に、39ページの備考欄の下段に雑入ということで23万3,390円とありますが、これは5万円以下のものをまとめて雑入としておりまして、そういうような形で記載しておりまして、いきいき館の使用料、高齢者生活支援ハウス利用料、延長保育事業保護者負担金、視察費、事業参加料等でございます。

次に、20款町債です。

予算額に対して調定・収入額が減額となっている項目がありますが、これは圃場整備支援事業、 観光施設整備事業、社会資本整備総合交付金事業、坂本東嶽邸耐震改修事業の一部と認定こども 園施設整備事業、真昼岳線道路災害復旧事業を全額繰越明許費としたことによるもので、総額3 億3,910万円の繰り越しとなってございます。

最後になりますが、40ページ、一番下の合計欄でございます。予算総額131億493万5,660円に対しまして、調定額125億3,806万8,758円、収入済み額124億3,310万6,341円、不納欠損額566万

3,581円、収入未済額9,929万8,836円となります。

以上で歳入の説明を終わります。

○議長(髙橋 猛君) これで歳入の説明を終わります。

次に、歳出の説明を求めます。

歳出1款議会費、2款総務費について、総務課長から順次説明を求めます。

○総務課長(小原正彦君) それでは、41ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目議会費ですが、こちらは議会活動、議会運営に関する経費と議員及び議会事務局職員の人件費が主なもので、実績によるものでございます。

次に42ページの2目議会広報費ですが、こちらは議会内容及び活動状況の周知を目的に議会広報としてのみさと議会だよりを4回と、議会日程や住民との懇談会の日程などを周知するためのお知らせ版4回の発行経費で、いずれも実績によるものでございます。

次に、2款1項1目一般管理費でございます。こちらは総務課職員の人件費、職員の厚生関係 経費、文書管理、庁舎管理を初めとする通常業務遂行に要する経費のほか、職員研修の事業など を実施しております。

職員能力向上事業としましては、9節の職員旅費、13節の事務事業委託金で、法制執務研修、 コーチング研修、さらには自主研修を実施してございます。19節職員研修行政視察負担金など、 職員のスキルアップに努めているところでございます。

また、44ページをごらんいただきたいと思います。22節の賠償金でございますが、こちらは畑 屋一里塚ノ千屋街路樹松・杉並木の落雪による車両の損壊事故に対する賠償金でございます。

不用額の主なものは、11節需用費の光熱水費で61万6,452円、12節役務費の通信運搬費で102万8,543円、いずれも実績によるものでございます。また、13節では除雪作業委託金として97万5,000円を予算化しておりましたが、自前での対応により不用額になってございます。

次に45ページ、2目行政推進費の総務課関連でございます。行政区機能強化事業としましては、 1節の行政協力員報酬と19節の行政区活動支援交付金として116行政区への活動資金を交付、ほか に町内5カ所のコミュニティセンターの管理、町の日記念事業などを実施してございます。

15節の施設改修工事は、金沢コミュニティセンターの屋根及び外壁改修工事を実施してございます。町の日功労者表彰記念事業としては、10月30日の美郷フェスタにおいて、長年国保運営委員として国保運営や地域医療に貢献された藤嶋先生と故人となられました亀谷先生、民生委員として地域福祉に貢献された亀谷美枝子さんの3人の方を功労者として表彰をしてございます。そ

のほかシャトル便の運行経費などを支出してございます。なお、シャトル便の利用者は74人でご ざいます。

総務課は以上でございます。

- ○企画財政課長(高橋 薫君) 企画財政課関係ですが、この目からは地域コミュニティ推進事業として、19節中、活力ある地域づくり事業費補助金として22行政区、団体への補助や、会館改修など地域活動拠点整備事業として5件の助成をいたしました。また、協働参画のまちづくりを事業として活動拠点センターとしてのみさぽーとの運営経費を支出してございまして、活動実績として134件のボランティアコーディネート、延べ1、225人のみさぽーたーがボランティア活動を実施してございます。さらに乗り合いタクシーに関する経費など、交通施策に関する経費も支出いたしてございます。
- ○総務課長(小原正彦君) 47ページ、3目文書広報費は、広報みさとの発行とお知らせ版の発行 経費、やまびこ座談会6回の開催経費とホームページの管理経費が主なものでございます。

不用額の主なものは広報及びお知らせ版の印刷費の実績によるもので、11節印刷製本費の92万 5,734円が主なものでございます。

**〇会計管理者兼出納室長(髙橋辰巳君)** 続きまして、4目会計管理費についてご説明をいたします。会計管理費は、出納室の職員の人件費、それから業務にかかわる経費の予算でございまして、 総額で不用額が33万9,000円ほどでございます。予算に対しまして予算執行率は98.9%となってございます。

不用額の大きいものとしましては、3節の職員手当の中にあります時間外勤務手当でございますが、職員の時間外に要する手当25万6,000円ほどの不用額となっております。次に大きいものとしまして、48ページにございます12節の役務費7万3,000円ほどの不用額でございますが、これは支払いに要する金融機関への振り込み関係の手数料でございまして、実績に基づきます不用額となってございます。

以上でございます。

○総務課長(小原正彦君) 48ページをお願いいたします。

次に5目財産管理費でございますが、初めに継続費及び繰越事業費、繰越額欄の25万6,000円、こちらは、東日本大震災によりパソコンの処分が22年度中にできなくなり、13節不用品処分委託料のうち25万6,000円を翌年度に繰り越したものでございます。決算額は13万7,592円で、11万8,408円の不用額となってございます。

次の予備費支出及び流用額欄及び備考欄の予備費からの充用105万円は、南行政センターの自家 発電装置修繕を当初108万9,900円で発注しておりましたが、修繕中にさらなるふぐあいが見つか りまして緊急に追加の修繕が必要となったことにより、予備費より105万円を充用し234万9,900円 で修繕したものでございます。

財産管理費では、町有地などの普通財産の管理、公用車及び町有バス等の維持管理、町有施設の保険料、松・杉並木の管理、町有林管理、中央・南行政センターの管理などを実施しております。

普通財産の管理事業費としましては、学校統合により普通財産となった旧六郷東根小学校や、 公共施設再編により移管となった施設を初めとする普通財産の管理業務、不用品の売り払いなど を実施してございます。

行政センター管理費としましては、11節修繕費で先ほど予備費充用の欄で説明いたしました南 行政センターの自家発電修繕、15節の施設改修工事は南行政センターの雨漏り補修、施設設備改 修工事は同じく南行政センターの自動火災報知設備の改修工事を実施してございます。

町有林保育事業は、仏沢地区、黒沢地区、潟尻龍川地区の保育事業としての下刈り等を実施してございます。仏沢地区では3.58~クタール、208.181立方メートルの搬出間伐を実施してございます。

松・杉並木の育成事業としては、落雪による事故防止として13節除雪作業委託金、それから14 節の機械借上料等で重機による雪おろしを実施してございます。

なお、不用額の主なものは町有バス管理費が主なもので、11節の修繕で83万1,662円、同じく管理用消耗品で34万3,265円、13節の運転代行委託料で72万6,600円などいずれも実績によるものでございます。

**〇商工観光交流課長(髙橋一久君)** 続きまして、49ページをごらんください。6目企画費でございます。商工観光交流課分をご説明いたします。

ここでの主な支出としまして、ふるさと会への経費でございます。 9 節旅費は、各ふるさと会 及びふるさと会統合へ向けた準備委員会が発足したことに伴う出席旅費でございます。

19節負担金補助及び交付金は各ふるさと会補助金でして、首都圏3団体、中部1団体の計4団体に助成しております。同じく19節の定住促進奨励金の交付実績は4世帯でございました。

なお、予備費充用についてですが、統合準備委員会への旅費が不足したため3万5,000円充当しております。

以上です。

**〇企画財政課長(高橋 薫君)** 次に企画財政課関係ですが、ふるさと美郷応援寄附金の推進に係る経費を支出してございまして、23年度は25件の寄附がございました。

次に7目電子計算費ですが、電子システムの維持管理に要した経費のほか、情報システム強化費として職員用パソコンを68台更新してございます。また町内外における情報通信格差是正のため、光ファイバーケーブルを利用した通信網の整備をIRU方式で実施してございまして、13節、15節より支出してございます。

なお、13節の繰越明許費ですが、住基法改正に伴う住基システムの更新費用について繰り越し したものでございます。

また、14節使用料及び賃借料の不用額につきましては、庁舎内のコピー機を集約し支払いして おりますが、見込みより使用が少なかったことによるものでございます。

**○住民生活課長(鈴木 隆君)** 51ページ、8目の交通安全対策費につきましては、交通指導隊や 各団体との協力のもと、住民への交通安全指導、啓蒙を図るとともに、カーブミラー等交通安全 施設の整備促進により安全なまちづくり推進に努めたものでございます。

主な支出といたしましては、1節は交通指導員の報酬、27名分です。8節は交通災害共済加入 促進の報償金を集落等へ交付しております。9節は活動時の費用弁償と、11節の交通安全施設等 の修繕費、19節の各種団体への補助金でございます。また、チャイルドシート購入補助金は67件 の実績がありました。

9目防犯対策費ですが、防犯指導員や関係団体の連携のもと、安全・安心なまちづくり、生活環境を整えたために要した経費であります。主な経費といたしましては防犯指導員9名への報酬、9節の防犯指導時活動時の費用弁償、11節では防犯灯、街路灯の電気料と修繕費で、2,833基ございます。不用額は防犯灯の修繕が例年より少なかったことによるものです。

次に、52ページの19節は各種団体へ補助したものです。また、防犯灯補助金は六郷地区の6町 内会への電気料の一部を補助したものでございます。

同じく10目の消費者行政費につきましては、消費者の消費生活における被害を防止するため、 啓発用パンフレット等の印刷に要した経費でございます。

○商工観光交流課長(髙橋一久君) 続きまして、11目交流促進事業費でございますが、ここでの 主な支出は、うりこめ美郷プロジェクト、学習及び交流プロジェクト関係でございます。13節委 託料は、友好都市大田区での各種イベントへの参加や田園アート製作等に係る経費を農業振興セ ンターに委託した経費でございます。

19節負担金補助及び交付金は、大田区を初めつくば市、かすみがうら市等での9交流事業を行っている地域間交流会へ補助しております。昨年は震災の影響により子どもガーデンパーティーとつくば市との交流は残念ながら中止となってございます。

また、子ども双方向交流事業として、東京都御田小と千屋小との相互交流に対し支援を行ったところでございます。

以上です。

○総務課長(小原正彦君) 12目公共施設再編事業費ですが、公共施設再編計画に基づき実施した ものでございます。平成23年度は学友館展示室等改修事業として、13節設計監理委託料のうち480 万5,500円、15節の施設改修工事を実施してございます。旧千畑中学校の集会施設への改修事業と しまして、13節設計監理委託料302万4,000円で行っております。通学通園バス車庫新築工事事業 としましては、13節の設計監理委託料339万1,500円、15節建築一式工事、舗装工事で実施をして ございます。さらに、それに伴う旧民俗資料館合同事務所など解体工事として、15節の解体工事 費を実施してございます。18節はバス車庫の高圧洗浄器の購入費でございます。

不用額の主なものは、15節舗装工事費で請負差額によるものでございます。

- **〇住民生活課長(鈴木 隆君)** 同じく13目の諸費につきましては、県防衛協会及び美郷町自衛隊 父兄会へ補助したものでございます。
- ○企画財政課長(高橋 薫君) 14目地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業費ですが、22年度より東日本大震災の影響により事故繰越として予算化した事業で、十文字地内線並びに若林南荒井2号線の改良舗装、寺田線舗装補修、道路案内看板表示補修の4つの工事を実施してございます。15目地域活性化交付金事業費ですが、22年度より国の緊急総合経済対策として繰越明許費により予算化した事業でございます。住民生活に光そそぐ交付金事業ときめ細かな交付金事業の二本立てとなっており、光そそぐ交付金事業では、学友館図書室の改修工事と学友館小中学校の図書を購入してございます。きめ細かな交付金事業では、温泉施設、社会教育施設、幼稚園、保育園、道路などの改修・修繕工事を実施し、11節、13節、15節から支出しており、12節、18節からは公用車や暖房機器等の購入費用を支出してございます。

なお、不用額につきましては、請負差額でございます。

**○税務課長(小原隆昇君)** 54ページをお開きいただきます。

2項徴税費でございますが、1目税務総務費は職員人件費が主なものでございます。

2目賦課徴収費につきましては、納税通知書等の印刷費、法改正に伴う電算システムの修正委託料、宅地価格の下落修正に係る鑑定評価委託料、町内169の納税貯蓄組合への補助金が主なものでございますが、最高裁判決を受けての年金型生命保険に係る町・県民税の還付金について、19節中の交付金、23節中の町税還付金より対象となった方へ還付をしてございます。

**○住民生活課長(鈴木 隆君)** 56ページ、戸籍住民基本台帳費でございます。 1 目の戸籍住民基本台帳費ですが、戸籍関係、住民票、印鑑証明等諸証明の交付に係る経費やシステム等の保守点検委託料などでございます。

また11節の管理用消耗品といたしまして、町内6小学校で実施している「人権の花」の苗代などを支出しております。また18節はレジスターなどを購入したもので、予備費で対応しております。

住民票などの取り扱い件数は総数で約2万2,400件となっており、うち役場が60%、六郷出張所が22%、仙南出張所が18%の取り扱いとなっております。

- ○総務課長(小原正彦君) 次の4項1目選挙管理委員会費でございます。こちらは選挙管理委員 及び選挙管理委員会に関する経費で、実績によるものでございます。
  - 2目選挙啓発費でございますが、選挙啓発として明るい選挙推進協議会委員の参加報償等、実績によるものでございます。
  - 3目秋田県議会議員一般選挙、次のページ、4目町農業委員会委員一般選挙費、5目秋田県七 滝土地改良区総代総選挙費は、それぞれの選挙に係る経費でございます。いずれも実績によるも のでございます。
- **〇企画財政課長(高橋 薫君)** 5 項統計調査費ですが、1 目からは事務的経費を、2 目からは経済センサスを初めとする3 つの基幹統計に要する経費を支出しております。
- ○総務課長(小原正彦君) 6項1目監査委員費でございますが、こちらは監査委員に係る経費、 監査等に係る事務経費の実績によるものでございます。
- ○議長(髙橋 猛君) 次に、3款民生費について、福祉保健課長から順次説明を求めます。
- ○福祉保健課長(前田忠秋君) 61ページをお開き願います。3款民生費であります。3款1項1 目社会福祉総務費からご説明申し上げます。

まず、予備費から充用の12万9,000円でありますが、これは昨年度行旅死亡人として1名の方が 死亡され、本人の所有している遺留金品で不足する分を葬儀料に充てたものであります。

社会福祉総務費でありますが、職員人件費のほかに、民生児童委員の推薦会の開催を初め献血

活動への協力、地域で活動していただいております社会福祉の各種団体への補助を通じた地域福祉活動の推進及び強化を図りましたほか、23年度限りの補助といたしまして補助率10分の10の県の補助事業であります地域支え合い体制づくり事業費補助金を活用して、人材育成という観点から自主防災組織や行政区をベースといたしましたみさと地域見守りチームの立ち上げ支援を行ったところであります。

主な不用額といたしましては、61ページ、8節報償費にあります地域見守りチーム活動報償費であります。広報や民生委員、自主防災組織などを通じてPRをしたところでありますが、116組織中、92組織についての立ち上げとなったことによるものであります。

そのほかにつきましてはほぼ予算どおりの執行となっております。献血事業や社会福祉団体への助成の内容等につきましては、事業概要書25ページから28ページに書いていますので、ごらんください。

続きまして、62ページをお開き願います。

二つ目障害者福祉費であります。ここでの費用の主なものは、障害者自立支援法に基づき各事業所が提供する障害福祉サービスに要した費用であり、具体的にはサービスを利用するために障害の程度を認定する障害程度区分認定審査に係る経費、事業所がサービスを提供した介護や訓練に関する給付費、そのほか障害を有している方に対して行う相談支援、ストマ等の日常生活用具の給付事業であります。

主な不用額といたしましては、63ページ、13節委託料にあります日中一時支援事業や移動支援 事業、20節扶助費にあります介護給付訓練等給付費であり、いずれも障害を有する方のサービス 利用に要する費用でありますが、利用者の方々はその日の心身の状態等によりまして必ずしも決 まった利用ができない場合が多く、利用料に影響が出ていることによるものであります。

続きまして、64ページから66ページ中段にかけてごらんください。

3目高齢者福祉費であります。高齢者福祉費は、敬老会や金婚をお祝いする会の開催、長寿祝い金の支給、2市1町で構成する広域の介護保険者である大曲仙北広域市町村圏組合から受託する、いわゆる要介護状態にならないようにするといった介護予防に係る事業や、高齢者世帯の緊急時の対応、安否確認などのための緊急通報装置ふれあい安心電話の対応、高齢等により調理が困難となり栄養バランスのとれた食事の提供と安否確認を兼ねた配食サービス事業、介護保険サービスの対象とならない高齢者を対象にした通所により生きがい活動、入浴、健康チェックなどを行う生きがいデイサービス事業、養護老人ホームへの入所措置者に係る措置の費用、温泉利用

料やはり・きゅう・マッサージ施術費用に対する助成事業、さらに、23年度は同じく10分の10の 補助率ではありますが、町内にある既存のグループホーム4カ所に対するスプリンクラー等の工 事費に対する補助及び秋田暮らしの安心サポート推進事業として自治会やボランティア団体の活 動を支援するために貸し出しをする除雪機や発電機などの購入に係る県からの補助金などが主な ものであります。

主な不用額といたしましては、8節報償費におきまして長寿祝い金の支給対象者の実績によるもの、11節需用費及び12節役務費におきまして、敬老会において使用するパンフレット等を自前で印刷したことや生活機能評価検査結果の通知の発送を早朝総合健診と重複する方について一緒に発送することなどにしたことによる通信運搬費の減によるもの、13節委託料においては、65ページ下から4行目の介護予防支援業務委託料であります。これは、介護保険における要介護度のうち要支援と認定された方を対象として状態が悪化することを予防するための介護予防プランを作成するための経費であります。この経費のうち、町内を初めとした居宅介護支援事業所への委託費用となっておりますが、その作成件数の実績が下回ったことによるものであります。

一番下の2次予防事業対象者把握事業委託料であります。これは健診とあわせて生活機能評価のチェック及び検査を通じて対象者を把握するほか、当該委託事業を活用して、それ以外の方につきまして社会福祉協議会に委託をし、いずれは要介護状態になる可能性のある方について把握するものでありますが、そのうち社会福祉協議会に委託した分について実績が下回ったことによるものです。

三つ目であります。社会福祉協議会への委託事業である紙おむつ支給事業、家族介護者交流事業、要介護認定において自立と認定された方を対象とする家事援助などを行う生活管理指導員、いわゆるホームヘルプサービス派遣事業、配食サービス事業、生きがいデイサービス事業、ふれあい安心電話設置事業などについて実績が下回ったことによるものであります。

66ページ、19節負担金補助及び交付金においてでありますが、これは老人福祉施設措置費負担金でありまして、養護老人ホームへの入所措置に関して平成23年度につきましては措置人員の増減による影響によるものであります。

20節扶助費の不用であります。はり・きゅう・マッサージ等施術費の一部を助成するはり・きゅう・マッサージ等施術費助成金が実績を下回ったことによるものであります。そのほか在宅で寝たきりの方などを常時介護されておりますご家族に月額1万円の介護者手当を支給する介護者支援事業におきまして、対象である要介護4、5、または身体障害者等級1種1級といった対象

者をご自宅で介護している方の実績減によるものであります。

続きまして、66ページ下段及び67ページをごらんください。

4目医療給付費であります。これらは福祉医療制度の事務費や医療費のほか、国民健康保険、 後期高齢者医療の各特別会計への繰出金の支出が主なものであります。

主な不用額といたしましては、67ページ、19節負担金補助及び交付金でありますが、これは後期高齢者に係る医療費の公費負担分であります療養給付費負担金が実績に伴う減によるもののほか、20節扶助費の福祉医療制度による医療費扶助において、平成23年度における医療費が当初予測の伸びを下回ったことなどにより町単独分と合わせて2,700万円強の不用額が生じているところであります。

次に、3款2項1目児童福祉総務費であります。67ページ下段から68ページ中段までとなります。

これは、児童館事業といたしまして、もとだて児童館などにおいて遊びや集団活動を通し子供 たちの育成を目指し実施しました各種事業の経費が主なものであります。ほぼ予算どおりの執行 となっております。詳細につきましては事業概要書55ページにございます。

続きまして、68ページ中段をごらんください。

2目子ども手当費であります。子ども手当は本来年3回の支給で、支給月が6月、10月、2月となっておりますが、平成23年度におきましては子ども手当に係る法律上の取り扱いにつきまして、平成23年2月及び3月分を時限立法でありました平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律により、また4月から9月までの分を国民生活等の混乱を回避するための平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律、いわゆるつなぎ法に基づき1万3,000円が支給され、同年10月から24年1月までの分をいわゆる特措法に基づきゼロから3歳未満の者が1万5,000円、3歳以上小学校終了前の者のうち第一子、第二子が1万円、第三子以降が1万5,000円、中学生が1万円と支給額が変更とされるなど制度の変更がございました。

主な不用額といたしましては、20節扶助費であります。これは親御さんたちが公務員の場合につきましては職場から支給されることとなりますが、それらに係る支給対象者数の確定に伴うものであります。

続きまして、69ページ上段をごらんください。

3目ひとり親家庭福祉費であります。こちらはひとり親家庭に対する支援に係るものでありまして、小学校及び中学校卒業者の合計52人の方に激励記念品といたしまして図書カード2,500円分

を差し上げた費用であります。詳細につきましては、事業概要書57ページをごらんください。 以上です。

○教育施設課長(梅山正之君) 次の4目児童福祉施設費でございますが、児童遊園地ともとだて 児童館の施設管理並びに仙南、六郷、千畑各保育園の職員、臨時職員の人件費、給食等の運営及 び施設管理経費、加えまして環境整備と通園バス4台の運行に要した経費でございます。なお、 保育園の年度末の園児数は465人となっておりまして、認定こども園としての幼保一体機能を十分 に活用しながら園運営を行っております。

また、各園に設置しております7節賃金の看護師でありますが、急な発熱、けが等による処置 を565人に実施しておりまして、園児の保健対応に成果がございました。

70ページ、13節委託料には、施設の保守管理のほか老朽化した認定こども園わくわく園の新たな建設地でございますけれども、旧六郷中学校野球場跡地の地質調査それから実施設計委託の経費が保育園分の所要額としてございます。

不用額の主なものは施設管理運営にかかわるものでございまして、11節需用費の光熱水費、それから修繕費、13節委託料の除雪委託料、それから14節使用料及び賃借料でコピー機や印刷機の借り上げ実績によります不用額がございます。

予備費充用でございますが、24年度におきまして認定こども園わくわく園の施設を早期に着工させる必要がございましたので、建築確認許可を得るため12節の役務費で申請手数料に要する経費に充用したものでございます。

次に、71ページ後段の5目子育で支援費でございますが、認定こども園、子育で支援センターで実施している就学前児童の一時保育や保護者就労等による不在家庭対策を実施する放課後児童クラブの人件費、それからこどものえき設置事業が主な経費でございます。入園しないで在宅で子育てしている方々への支援についてですが、こちらは3地区合わせて2,102人の乳幼児の参加を得まして、保育指導、情報交換等を行いまして子育でのサポート体制の充実を図っております。一時保育につきましては、延べ935人をお預かりいたしまして、保護者の就労等緊急的な保育に対応する体制を整えてございます。放課後児童クラブにつきましては、登録児童124人を保護者が帰宅するまでお預かりいたしまして、児童の保護と遊びの場を提供しながら、保護者の負担軽減と児童の健全な育成を図ってございます。

72ページをごらんください。

施設関係では、13節に小学校から仙南地区の放課後児童クラブに送るためのバス委託と、六郷

小学校の放課後児童クラブ設置改修工事の実施設計、それから設計監理委託がございます。15節 工事請負費にはその児童クラブの改修工事と、補助率10分の10の県の補助金を活用し実施いたしましたこどものえき設置事業によります町内施設10カ所へのおむつ交換台やベビーキープ等の設置に要した経費がございます。これによりましてこどものえきは、既に設置要件を満たしていて当該補助金を使用せず認定を受けましたリリオスを含め11カ所に設置ができてございます。

予備費でございますが、放課後児童用のバスに不具合がございまして走行不能になりましたことから、緊急に修繕を要したため、11節需用費の修繕費に充用させていただいたものでございます。

不用額でございますが、施設にかかわる大きな不用額はございませんが、11節需用費の管理用 消耗品、それから放課後児童健全育成事業の食糧費に実績による不用額がございます。

以上でございます。

**○住民生活課長(鈴木 隆君)** 続きまして、73ページ、3項1目は国民年金事務費の主な経費に つきましては、国民年金被保険者の情報提供を行うための情報照会端末整備に要した経費で、12 節は回線使用料、15節はISDN接続工事、18節はパソコンを購入したものでございます。

同じく4項1目の災害対策費につきましては、火災等小災害罹災者への見舞金を支給するものですが、23年度は対象となる方がいなかったため不用額となっております。

○議長(髙橋 猛君) 説明途中でありますが、ここで10分間休憩します。

(午後 2時00分)

(午後 2時10分)

○議長(髙橋 猛君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4款衛生費について、福祉保健課長から順次説明を求めます。

○福祉保健課長(前田忠秋君) 4款衛生費であります。73ページ下段から75ページにかけてごらんください。

4款1項1目保健衛生総務費からご説明いたします。こちらは、保健センターの管理費のほか、健康づくり、食生活改善、自殺予防対策の一環である心の健康づくりに要する費用であります。

主な不用額といたしましては、74ページ、7節賃金では、24年1月から産休に入っております 保健師に係る産休代替保健師を募集したところでありますが、保健師資格のある者からの応募が 結果としてなかったことから看護師を臨時雇用するに至ったことによるものであります。8節報 償費では、健康づくり推進員報酬の実績及びメンタルヘルスサポーター養成研修等の自殺予防対策事業における講師謝金の実績によるものであります。11節需用費では保健センターの光熱水費等の実績によるもの、13節委託料におきましては保健センターの清掃委託料の実績によるものであります。

続きまして、75ページ下段から77ページ上段にかけてごらんください。

次に、2目予防費では、予防接種法に基づくもののほかインフルエンザ、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンなどの予防接種を初め、特定健診、胃がん検診や大腸がん検診を初めといたしました各種のがん検診や保健指導、乳幼児健診、妊婦健診等に要する費用であります。

主な不用額といたしましては、76ページ、11節需用費であります。乳幼児健診の際に使用する 栄養指導用材料やポリオ等のワクチンの購入実績によるものであります。

13節委託料におきましては855万円強の不用が出ておりますが、これは、一つ目といたしまして、 妊婦健康診査委託料におきまして受診者の見込みが実績を下回ったことによるものであります。

二つ目として、ヒブワクチン接種におきまして当初の見込みを実績が下回ったことによるもの。 三つ目といたしまして、インフルエンザ予防接種におきまして、おととしのような大流行が見 られなかったこと等による当初の見込みを実績が下回ったことによるもの。

四つ目といたしまして、予防接種委託料中、乳幼児予防接種、いわゆるBCGや日本脳炎等でありますが、これらにおきまして出生数が見込みを下回ったこと等による実績の影響であります。五つ目といたしまして、小児用肺炎球菌ワクチン接種であります。これは、23年の2月から23年4月末までの間幾つか全国的に死亡事例が発生したことにより接種が見合わされたことと、予防接種の再開が5月からとなったことと、接種再開後一部保護者の間では接種に対して不安があるということで接種を手控えるなど敬遠傾向が見られたことによるものだということであります。六つ目であります。肺がん検診委託料におきまして同じく当初の見込みを実績が下回ったことによるものであります。

以上であります。

**○住民生活課長(鈴木 隆君)** 77ページから78ページにかけてございますが、3目の環境衛生費につきましては、環境衛生全般に要した経費であります。人件費以外の各節の主なものにつきましては、13節では、環境水質調査分析業務といたしまして百目木地区最終処分場閉鎖のための調査委託料と仙南の墓地公園の管理委託料を支出しております。

また、15節の電気通信工事はグリーンニューディール事業によります六郷中央地区の防犯灯191 基のエバーライトへの取りかえ工事を行っております。

78ページの19節は斎場等への負担金であります。また、使用料は324件でございます。

同じく4目の水環境保全事業費につきましては、水環境保全条例の目的達成のために各課で横断的に取り組んだ水環境プロジェクト事業の経費で、「水を守ろうプロジェクト」といたしましては水源域、湧水群、河川などの保全活動の実施と、「水を学ぼうプロジェクト」といたしましては水を大切にする意識を喚起する各種学習機会の提供など、また「水を楽しもうプロジェクト」といたしましては恵まれた自然環境についての認識を深めるためのシンポジウムの開催や公園、水源域の整備などに要した経費となっております。各課で取り組んだ事業の詳細につきましては、決算説明書の79ページから81ページに記載しております。

なお、19節の主な不用額につきましては、浄化槽水質保全環境補助金と浄化槽設置補助交付金によるものでございます。

続きまして4款2項1目、79ページから80ページでございます。1目清掃費につきましてはごみ収集処理関係全般に要した経費で、ごみの量につきましては減少傾向にありますが、可燃ごみでは前年比約2%の減、特に粗大ごみでは78.8%減少しておりますが、これは有料化とそれに伴う駆け込み搬出が影響しているものと思われます。ごみ全体で見ますと前年比6.6%の減となっております。

主な支出につきましては、1節は各行政区の廃棄物減量等推進員の報酬、12節は商店へのごみ 袋販売手数料、それから13節はごみ収集業務や有料ごみ袋作成委託料、シルバー人材センターへ の粗大ごみの受け付け事務委託などでございます。15節の工事費は新聞等古紙集積ステーション を4カ所に設置しております。19節の負担金補助関係では、ごみ集積施設設置補助といたしまし て14行政区へ、生ごみ処理機設置補助といたしましては3件、資源ごみ回収促進助成は1行政区、 コンポスト設置費補助金は15件の申請があり、補助しております。

以上でございます。

○建設課長(照井智則君) 3項1目19節は長面小規模水道組合への水質改善のための補助金と、本堂城回簡易水道組合、長面小規模水道組合への水質検査料の補助金です。

なお、不用額につきましては長面簡易水道組合の補助金の実績によるものでございます。 28節は事業債の償還及び事業の円滑な推進を図るため、簡易水道事業特別会計への繰出金でございます。 ざいます。

- **〇議長(髙橋 猛君)** 次に、5款労働費について、商工観光交流課長から説明を求めます。
- ○商工観光交流課長(髙橋一久君) それでは、5款1項1目労働諸費からご説明いたします。

主なものにつきましては、出稼ぎの安全就労に係る経費でございます。13節委託料で出稼ぎ者 76人分の健康診断を実施し、出稼ぎ傷害保険等の掛金負担金等を支出しております。また、昨年 の出稼ぎ者の届け出人数は91人となっております。

続きまして2目雇用対策費でございますが、4節共済費から14節使用料及び賃借料の経費は、 離職をされた労働者等に次の雇用までの就業機会を創出するために緊急雇用対策を実施しており ます。各課において11事業を実施し、臨時職員44人の雇用がなされております。なお、事業の詳細につきましては別冊の説明書85ページに記載してありますので、ごらんください。

以上です。

- ○議長(髙橋 猛君) 次に、6款農林水産業費について、農業委員会事務局長から順次説明を求めます。
- ○農業委員会事務局長(杉澤 哲君) 82ページから83ページ上段までの6款1項1目農業委員会費です。

農業委員会の所掌事務である農地法、農業経営基盤強化促進法、農業者年金基金法、その他法 令による事務事項の処理に要した経費でございます。農業委員報酬や費用弁償が主なものでござ います。

不用額の主なものとしては、9節費用弁償が実績によるものでございます。 以上です。

〇農政課長(深澤克太郎君) 続きまして、83ページの6款1項2目農業総務費であります。農政 課職員の人件費のほか、農政課管理の公用車1台分の経費が主なものでございます。

同じく83ページ、84ページ、85ページの下段までの3目農業振興費でありますが、農業者戸別 所得補償制度の事務事業及び中山間地域等直接支払交付金に要する経費並びにふれあいセンター の管理に要する経費が主なものであります。

23年産米の生産数量目標達成率は99.6%で、国の米の戸別所得補償制度交付金並びに水田活用の戸別所得補償交付金、産地交付金1,600件余り、総額11億1,311万円は国から町の会計を通さず直接農家のほうへ11月24日に交付されております。

また、県及び町の補助金については、19節にあります町の水田農業応援事業補助金と県の農林 漁業振興対策金事業費補助金で約2,250万円を町の地域農業再生協議会を通じて12月に関係農家に 交付いたしました。このほかに農林漁業振興対策基金事業補助金では、県のえだまめ日本一産地 条件整備事業、新規需要米生産体制緊急事業、秋田を元気に!農業夢プラン実現事業、新ビジネ ス発展体制整備事業合わせて1億5,678万円の事業費に対し、46経営体に6,878万1,000円を助成し ております。この事業により、戦略作物の産地拡大と担い手の育成のための機械・施設等の導入 と優良繁殖牛の導入、それから六次産業化の推進が図られております。

また、傾斜地等による農業生産条件の不利な農用地を所有する3地区の農家に対し、中山間地域等直接支払事業で農業生産活動の維持管理を通じた耕作放棄地の発生防止等の多面的機能が確保されました。さらに町単独事業のモミガラ補助暗渠整備事業により5台の暗渠整備機械が導入され、約25~クタールの枝豆やネギ等の転作圃場の排水強化が図られ、品質の向上と収量の増が図られております。

次に、4目美郷ブランド確立費であります。19節 "ゆうきで元気" 応援事業補助金は、堆肥センターで生産された堆肥1,218トンへの購入助成で、美郷の大地を施肥した減農薬、減化学肥料の特別栽培米の作付の推進とアスパラガスなどのブランド品目の拡大が図られております。販売拡大応援事業補助金は、野菜等のブランド品目や加工品販売の出荷額に対して助成するものでありますが、野菜等のブランド品目や加工品の対象販売額は5億2,281万1,000円で、22年度より1,900万円の微増でありました。

86ページの農業生産施設等復旧対策事業費でありますが、平成22年の12月下旬から23年の2月までの豪雪により農業生産施設や果樹園等で甚大な被害を受けました。農業経営の再建を支援するために、3,354万円の復旧事業を見込んで事業費の3分の2、2,236万円の補助金を予算計上し23年度に全額繰り越しいたしましたが、事業実績が見込みの3分の1程度、1,070万7,000円でありました。繰越予算であるため減額補正できず、1,526万3,000円余り不用額となっております。

また、販売拡大応援事業についても、22年12月からの豪雪の影響で冬季野菜等の出荷が伸びず 221万3,000円余りの不用額となっております。

86ページ、5目の担い手対策費でありますが、農業後継者の育成団体負担金や認定農業者協議会の補助金のほか、農業経営基盤強化資金利子の助成であります。52件、3億304万3,000円の融資残に対する利子助成補助金であります。経営基盤の強化を促進してございます。

次に、6目農業振興費、農業振興施設管理費であります。町で建設した農産物直売所4施設の 管理委託料と指定管理施設の修繕料が主なものであります。

不用額につきましては、11節光熱水費及び修繕料が主なものであります。

87ページをお願いします。

7目の畜産業費であります。町の畜産振興に要する経費で、需用額の修繕料は堆肥センターの もみ殻膨張軟化装置とベルトコンベアの修繕費用であります。ベルトコンベアの修繕につきまし ては緊急を要したことから、8万6,000円の予備費を充用させていただいております。

委託料はアクティセンターの委託料で、美郷の大地が受託管理しております。会社では2,500トン余りの堆肥を生産しておりまして、安全・安心な美郷産農産物の生産供給産地の確立を目指すため堆肥の供給を行っております。

また、優良牛飼育奨励事業によりまして26頭の優良牛を増頭し、安定的な畜産経営の確立が図られております。

次に8目であります。8目農村整備費であります。担い手育成基盤整備事業、農地・水・環境保全向上事業への負担金や農業用水路施設等の改修整備事業への負担金、土地改良事業への償還金の助成や農村公園管理業務委託料が主なものであります。

23年度の担い手育成基盤整備事業では、本堂城回地区42.7~クタールの面工事及び110.9~クタールの湧水処理工事、羽貫谷地地区15.5~クタール、大畑地区27.0~クタールの面工事を実施しております。本堂城回地区並びに羽貫谷地地区においては23年度で面工事が完了しております。

なお、大畑地区の担い手育成基盤整備事業負担金1,350万円並びに3月23日の議会臨時会で補正 予算を議決いただきました国の農業体質強化基盤整備事業1,350万円については、翌年度に繰り越 ししております。

また、農地・水・環境保全向上支援事業については、共同事業38組織、営農活動事業6組織、向上活動38組織で取り組んでおります。

不用額につきましては、農地・水・環境保全向上支援事業での事業費の減や農地の転用、それから道路の賠償に伴う対象面積の減少による不用額であります。

以上であります。

**〇建設課長(照井智則君)** 続きまして、建設課関係の8目の予算についてご説明いたします。

8節の報償費、11節の需用費、12節の役務費、13節の施設管理料委託料は、あったか山グリーンパーク、北運動公園広場、下鑓田農村公園の維持管理のための費用です。農村公園管理業務委託料は、27カ所の農村公園の良好な維持管理を図るための経費です。15節一般土木工事費は、農村公園 5 カ所の遊具撤去と農村公園トイレの解体工事費です。18節は農村公園に設置した遊具 5 基の購入費です。28節は農業集落排水特別会計への繰出金です。

なお、予備費の33万1,000円につきましては、黒沢の農村公園の松くい虫防除の樹幹注入の委託料に支出してございます。

以上です。

- ○税務課長(小原隆昇君) 90ページでございます。9目国土調査費でございますが、これにつきましては、3月11日に発生した平成23年東北地方太平洋沖地震による地殻の変動の影響から、国土地理院の基準点公開が23年11月となりました。このため、仙南地区については座標点の修正作業を実施の上、0.42平方キロメートルについて国の認証を受けてございます。千畑地区につきましては現地調査は実施いたしましたが、一筆地測量等の主要な業務を翌年度に繰り越して実施することとしてございます。
- 〇農政課長(深澤克太郎君) 続きまして、91ページ、2項林業費1目林業費であります。森林の多面的機能の維持管理、地域林業の育成、松くい虫防除対策が主なものであります。松くい虫の防除は、7月初旬に仏沢公園、一丈木公園で10ヘクタールを地上散布、1月から3月までは千畑松並木57本、仙南、東山本地区の松159本に樹幹注入による予防をしてございます。また、国県の森林整備地域活動支援事業交付金により34.73ヘクタールの間伐・除伐、651.16ヘクタールの作業路網の整備を行っております。さらには23年度新規事業でありました秋田県未利用広葉樹資源活用事業交付金により、黒沢大平地区のナラ林12.9ヘクタールで事業実施しております。

以上であります。

- **〇議長(髙橋 猛君)** 次に、7款商工費について、商工観光交流課長から説明を求めます。
- **○商工観光交流課長(髙橋一久君**) それでは、92ページをお開きください。

7款1項1目商工総務費でございますが、主なものといたしまして、8節報償費、9節旅費につきましてはサテライト六郷関係の経費でございます。13節はCM大賞への参加用にプロモーションビデオ作成を委託してございます。また、19節では県観光連盟と関係団体へ支出しておるところでございます。

続きまして、2目商工振興費でございますが、商工団体等への活性化支援と企業支援並びに企業誘致推進に係る経費でございまして、商工支援の主なものといたしまして、19節にございます上から3番目、中小企業振興資金保証料補給等補助金でございます。利子補給261件、保証料補給192件となってございます。また、企業支援の主なものといたしましては、同じく19節一番下にございます所有工場等取得促進助成金でございます。設備投資額等の10%相当を2社に対して助成いたしてございます。

なお、不用額の大半は、中小企業振興資金補給金の申請が震災対応資金等に流れたため、申請 件数が大幅に減少したことによります。

また、予備費の充用につきましては、県主催の首都圏企業懇談会が追加開催されたことにより 旅費が不足したため、充用したものでございます。

続きまして3目観光費でございますが、94ページからごらんください。 7 節賃金から14節使用料及び賃借料までの主な経費は、大台野広場、それから雁の里山本公園、トイレパークを含む観光施設の施設管理経費でございます。

また、その不用額等は震災対応による節減効果の発現や請け差等による実績によるものでございます。

95ページの15節工事請負費は、町内誘導看板等70基を整備することで町内業者2社に発注しておりましたが、豪雪等の影響で工程におくれが出たため、2,276万5,000円を平成24年度に繰り越しております。18節備品購入費の施設備品につきましては、山本公園のサッカーゴールの購入費用でございます。次の19節負担金補助及び交付金につきましては、関係団体等へ補助金等の支出でございます。

また、予備費の充用についてですが、大台野広場の遊具に不具合が見つかり、緊急に修繕する ため21万9,000円を充用したものでございます。

4 目温泉施設費でございます。次のページ、96ページから97ページの上段までごらんください。7節賃金から14節までは湯とぴあ雁の里温泉の直営管理経費分とほか2温泉の施設経費でございます。

97ページ、15節工事請負費につきましては、豪雪に伴う22年度からの繰越箇所を含め、あった か山保養館屋根修繕工事と3温泉で10カ所を施工してございます。18節備品購入費につきまして は、厨房機器及び冷水機の導入によるものでございます。19節負担金補助及び交付金は、温泉共 通利用券の負担分と湯とぴあへの社協派遣分の負担金となっております。

なお、不用額については、経費節減に努めたことと請け差によるものでございます。

また、予備費の充用につきましては、2温泉においてポンプ等の異常が発生したため修繕費等 経費に90万5,000円を充用したものでございます。

以上です。

- 〇議長(髙橋 猛君) 次に、8款土木費について、建設課長から順次説明を求めます。
- **○建設課長(照井智則君)** それでは、97ページをお願いいたします。

8款1項1目土木総務費でございますけれども、建設課職員の人件費が主なものでございます。

97、98ページをお願いいたします。

2項1目の主なものは、13節の登記事務と測量調査は町道敷地の未登記解消のための委託料です。事務事業は道路改良及び金西圃場整備の北部と西部、上深井地区の町道認定に伴う道路台帳作成業務委託、19節は各種協議会への負担金です。

13節の不用額は、委託費の確定によるものでございます。

次に、98ページの下段から99ページをお願いいたします。

2項2目は町道の維持及び除雪作業及び除雪機械整備に要した経費で、道路の維持管理と冬季 交通の確保に係る経費が主なものでございます。豪雪による除雪車の一斉出動回数が43回、除雪 の総額経費が2億7,415万1,861円となっております。15節の工事費は、パッチングなどの舗装修 繕のほか、側溝補修や路肩復旧工事が主なものでございます。18節は庁用機器のデジタルテレ ビ、タイムレコーダーの購入と除雪トラック2台の購入費です。

不用額の7節、11節、13節は、除雪費の補正をお願いしたところ3月以降の降雪がほとんどなく、除雪車の一斉出動回数が少なかったことによるものです。他の不用額は事業実績によるものでございます。

次に、100ページをお願いいたします。それから101ページに入ります。

2項3目道路新設改良費でございますけれども、町単独事業としまして町道7路線、社会資本 整備総合交付金事業として15路線の道路改良舗装工事、測量調査7路線、交通安全対策事業や橋 梁長寿命化計画を策定し、交通の利便性や歩行者の安全性の向上を図っております。

繰越明許費は、豪雪により舗装補修2路線の13節委託料、15節工事請負費、17節公有財産購入費、22節補償費を24年度へ繰り越ししたものでございます。

なお、予算現額の継続費は豪雪及び東日本大震災により繰り越しされたもので、改良舗装4路線、案内看板設置の委託料、工事費、公有財産購入費です。

また、11節、15節、17節の不用額は事業費の精査によるものでございます。

次に、2項4目橋梁費でございます。橋梁維持費は厨川にかかる藤原橋補修の委託料と工事費 でございます。

次に、3項1目河川総務費でございますが、河川に関する負担金や補助金が主なものですが、 15節は赤川の左岸補修工事の工事費でございます。 次に、102ページをお願いいたします。

4項1目都市計画総務費でございますが、1目の都市計画総務費は協議会負担金や書籍代が主なものでございます。

次に、102ページから103ページでございます。同じく2目都市公園費の主なものは、都市公園の維持管理に要した経費が主なもので、13節は公園施設管理業務5カ所の委託料と維持管理費です。15節は町民の森擬木の補修工事や中央公園の遊具撤去、園路補修工事と湯ノ沢親水公園のトイレ解体工事です。18節は中央公園の遊具2基の購入費です。

不用額は、施設の効率化と管理委託料の請負差額によるものです。

なお、予備費の支出は、豪雪による公園等の枝折れ処理のための委託処理費で使用してございます。

**○住民生活課長(鈴木 隆君)** 続きまして、103ページから104ページにかけてでございます。

3目のまちづくり推進費につきましては、安全・安心なまちづくり実現に向けた事業といたしまして、15節では、一般土木工事といたしまして多目的広場1カ所、流雪溝の整備、建築一式工事といたしまして防災センター3棟の建築、次のページでございますが、電気通信工事といたしまして防災行政無線子局39基、防犯灯68基、避難所案内看板設置工事といたしまして55カ所、また、18節は千畑地区に配備いたしました防災資機材運搬車3台を購入したものでございます。

その他の節につきましては、関連経費として支出したものでございます。

**〇建設課長(照井智則君)** 続きまして、同じくまちづくり推進費の中の建設課分についてご説明 いたします。

この中の予算現額の継続費でございますけれども、22年度からの継続費、これは15節工事請負費の六郷地区坪立線への流雪溝の整備工事費として繰り越ししてございます。

次に、104ページをお願いいたします。

5項1目28節は事業の円滑な推進を図るための下水道事業特別会計への繰出金でございます。 次に、104ページから105ページをお願いいたします。

6項1目の住宅管理費でございますが、町営住宅12カ所、189戸の適正な維持管理のために要した経費です。主なものは、11節の住宅の小規模な修繕、12節は水質検査手数料及び火災保険料、13節は小安門住宅の排水管洗浄、専用水道の施設管理、井戸洗浄、除排雪作業です。15節は野荒町住宅の集落排水接続工事、浄化槽処理工事と小安門住宅の室内防水工事の経費です。19節負担金は、野荒町住宅の農業集落排水加入負担金です。補助金は木造住宅の耐震診断2件への助成、

太陽光発電システム普及補助金が11件、住宅リフォーム補助金申請が129件分ございました。

不用額は、13節は除排雪の経費の精査、19節は耐震改修及び太陽光発電システムの普及補助金の申請額の確定によるものでございます。

なお、22年度からの継続費は、小安門住宅の浴室防水工事でございます。

- ○議長(高橋 猛君) 次に、9款消防費について、住民生活課長から順次説明を求めます。
- **〇住民生活課長(鈴木 隆君)** 続きまして、9款1項1目の常備消防費につきましては、広域消防に係る負担金として支出したものでございます。

106ページから107ページでございます。2目の非常備消防費につきましては消防団員や消防訓練大会、出初め式などの大会開催に要した経費で、1節では団員に係る年報酬で403名の団員となっております。9節は火災出動、啓蒙活動、大会参加時の費用弁償と、19節では市町村総合事務組合消防補償等の各種負担金が主な支出となっております。9節の不用額につきましては、火災や活動等の出動実績から不用額となったものでございます。

続きまして107ページ、3目の消防施設費につきましては、消火栓や防火水槽、ポンプ庫などの除排雪や防火水道管、消防ポンプ積載車の修繕など、施設の維持管理に要した経費です。また13節、15節、17節は主に3地区に防火水槽を3基設置した経費でございます。15節の不用額は請負差額でございます。

続きまして、108ページをお願いいたします。4目の水防費につきましては、水害の警戒や災害 出動のための費用ですが、23年度は災害出動がございませんでしたので、19節の負担金以外はほ とんど不用額となってございます。19節の交付金とありますが、これは青い羽根の還元金を交付 したものでございます。

続きまして、108から109ページ、5目の災害対策費でございますが、住民生活課関係では、11節の光熱水費、それから12節の役務費の通信運搬費、14節の電波使用料は防災行政無線の維持管理に要した経費です。また11節の管理用消耗品は、防災備蓄品の購入に要した経費でございます。19節の自主防災組織活動費補助金は57組織へ、住宅火災警報器補助は775戸に交付しております。また、自主防災組織助成金は塚行政区が対象となったものでございます。

○総務課長(小原正彦君) 続いて総務課関係でございます。

初めに災害対応経費でございますが、3・11の東日本大震災と4月7日の余震、それからことし 1月15日の豪雪対策本部を設置しました豪雪に係る対策の経費として、3節職員時間外勤務手 当、それから9節の被災地派遣旅費、11節停電時自家用発電燃料、専用消耗品では、災害時の避 難所・救護所で着用の防災ベストの購入などを実施してございます。

14節の施設使用料は、町内への避難者として10人の方々がトレセンへ避難してございます。その経費と、避難者の温泉利用をしていただいてございますので、そちらの利用経費58人分でございます。なお、これらの経費は予備費より222万7,000円を充用し対応してございます。

また、東日本大震災を受け公共施設等の災害時対応設備等の見直しを実施したところでございます。災害対策本部としての役場庁舎、避難所としての出張所、ふれあい館、救護所としての保健センターや災害時の電算機能の維持のための設備経費等を支出してございます。

15節機械器具設備工事は燃料備蓄タンクの設置工事で、保健センター、ふれあい館、除雪センター3カ所の合わせて5カ所に設置してございます。次の施設設備工事でございますが、こちらは発電機の格納庫の設置工事で中央ふれあい館と保健センターの2カ所に設置してございます。18節機械器具費ではバルーン投光機、衛星携帯電話、自家発電機等々の購入を実施してございます。

以上でございます。

- O議長(髙橋 猛君) 次に、10款教育費について、教育次長兼教育総務課長から順次説明を求めます。
- ○教育次長兼教育総務課長(下田 亮君) 109ページ、10款教育費1項教育総務費1目教育委員会 費ですが、これは教育委員会の会議運営に要する経費で教育委員4名の報酬や委員の研修旅費等 が主なものであります。

110ページ、2目の事務局費ですが、主な支出といたしましては、教育総務課職員の人件費のほか、8節報償費では学校評議員報償費、就学指導委員会委員報償費や教育アドバイザーの報償費、不審者対策に要したスクールガードリーダーの経費などであります。9節旅費では、六郷中学校が修学旅行で大田区において美郷町をPRした際の町職員の引率経費などであります。11節需用費は、事務局の事務経費や教育法規の追録代、家庭教育10ケ条カレンダーの印刷製本費などが主なものでございます。13節委託料は、今年度から導入しました安全・安心メールシステムの初期設定の委託料、美郷中学校開校に伴う事業委託料などであります。19節負担金補助及び交付金は、大曲仙北教育研究会の助成金や千畑中学校、六郷中学校、仙南中学校の閉校記念事業に伴う補助金などであります。

111ページ、3目教育助成費ですが、4節、7節は特別な支援を要する子供への生活支援員への人件費や社会保険料でございます。

さらに、次のページ、8節は劇団ひまわり公演の開催経費や中学生学習交流及び小学生英語セミナー塾講師報償費、11節から13節のスクールバス5台の運行経費と18節の統合中学校に向けたスクールバス3台の購入が主なものであります。11節修繕料で、六郷東根地区運行のスクールバス1台に安全強化を施すため座席シートの交換に要した経費がございます。19節はスポーツ振興センター負担金、20節は要保護、準要保護の児童生徒に対する就学援助費、21節は新規18名、継続37名、合計55名に対する奨学資金の貸付金でございます。

主な不用額は、11節需用費の修繕料、管理用消耗品費、13節委託料のスクールバスの委託料に ございますが、実績によるものであります。

113ページ、4目の外国青年招致費ですが、これは学校に配置している2名の外国語指導助手の委託料であります。

○教育施設課長(梅山正之君) 本ページから115ページ前段にかけての2項1目学校管理費でございますが、6小学校の施設管理経費と施設環境の整備費用でございます。施設管理では、11節需用費の燃料費、光熱水費、修繕費、13節委託料の警備保障や機器の点検委託が主なものでございます。それから環境整備でございますが、六郷小学校の大規模改修等と統合小学校関係の改修事業に要した経費でございます。

次のページ、114ページの13節委託料には、六郷小学校改修工事の設計監理委託、それから仙南、千畑地区の統合小学校改修工事の基本計画及び実施設計委託がございます。また15節工事請負費で、六郷小学校の校舎管理棟、教室棟、トイレ、体育館、プール等の改修工事を実施しております。18節は学校教材備品及び一般備品の購入経費で、大きなものは児童用椅子、机の購入でございますが、六郷小学校40セット、仙南西小学校55セットの更新を行っております。

予備費充用でございますが、六郷小学校体育館の照明設備が焼損するということがございまして、学校行事へ大きな影響がございますことから緊急を要し、15節工事請負費において器具の取りかえ工事に充用したものでございます。

主な不用額でございますが、実績による11節需用費の印刷製本費、光熱水費、修繕費、それから14節使用料及び賃借料のコピー機と印刷借上料に不用額がございます。

以上でございます。

○教育次長兼教育総務課長(下田 売君) 115ページ、2目小学校の教育振興費ですが、総合学習 や学校行事など教育の振興に関する経費であります。主な支出といたしまして、卒業生への卒業 記念品、総合学習時の指導者、講師の謝礼、12節はインターネット利用料金等でございます。 ○教育施設課長(梅山正之君) 次の117ページ全体にかけての3項1目学校管理費でございます。 小学校と同様に中学校3校分の施設の維持管理や教育施設環境の整備に要した経費でございます。

次の116ページをお願いいたします。

施設管理では11節燃料費、光熱水費、修繕費、13節の警備保障や機器の点検委託が主なものです。環境整備では学校再編に係る24年度開校の統合中学校の改修事業等の経費が主なものでございまして、13節委託料の施設管理委託料に陸上競技場周辺の樹木伐採業務委託と、設計監理委託料に統合中学校関連の各種改修工事の実施設計及び設計監理委託がございます。

117ページの15節工事請負費では、継続費により実施いたしました南校舎増築等工事やサッカー 場及びテニスコート工事、外構工事、駐輪場、それから既存校舎の外壁塗装、トイレ、教室等の 改修工事がございます。18節備品購入費では、統合により教材や図書等の移動が生じましたこと から、整理用の書架とロッカーを購入し、学校統合時の図書室等の環境を整えてございます。19 節負担金補助及び交付金では、生徒派遣費等補助で108回の大会に生徒を派遣いたしております。

予備費につきましては、マーチング全国大会等派遣費補助に不足が生じましたことから、19節 負担金補助金及び交付金の補助金に充用させていただいたものでございます。

不用額の主なものでございますが、実績による11節需用費の燃料費と光熱水費、13節委託料の施設管理委託料、それから14節使用料及び賃借料でコピー機等の借上料にございます。15節工事請負費は請負差額によるものでございます。

以上でございます。

○教育次長兼教育総務課長(下田 亮君) 次に、2目の中学校に関する教育振興費ですが、これも小学校と同様に卒業記念品や総合学習、学校行事に要した経費を支出したものでございます。 主な支出といたしましては、11節の総合学習や学校行事に要する消耗品、12節のインターネット利用料金等でございます。

続きまして、4項1目幼稚園費でございますが、町内認定こども園3園のうち、幼稚園の職員及び臨時職員の人件費、給食等の運営経費、施設の維持管理と環境整備、そして通園バス4台の運行に要した経費が主なものでございます。年度末の幼稚園児数は174名でした。各園では子供たちの自発性を育てながら集団生活の協調性を高め、小学校教育へのスムーズな移行を図っているものであります。

また、施設管理では11節燃料費、光熱水費、修繕費、13節の警備保障や機器の点検委託が主な

ものであります。それから、環境整備として六郷幼稚園・保育園建設のための旧六郷中学校野球 場敷地の地質調査と工事実施設計委託に要した経費がございます。

繰越明許費でございますが、国の4次補正予算に関連しました認定こども園わくわく園建築に要する事業費で、13節委託料の設計監理委託料と15節工事請負費の建築工事費を繰越明許としたものであります。

予備費充用でございますが、保育園でも説明させていただいておりますが、認定こども園わく わく園建設の建築確認許可申請の幼稚園分の申請手数料に充用したものでございます。

不用額の主なものは保育園と同様の11節の需用費の光熱水費と修繕料、13節委託料の除雪作業 委託料、それから14節使用料及び賃借料の下水道使用料、それから農業集落排水施設に使用実績 による不用額がございます。

○議長(髙橋 猛君) 説明途中でありますけれども、ここで10分間休憩します。

(午後 3時00分)

(午後 3時10分)

〇議長(髙橋 猛君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を続行します。

**〇生涯学習課長(小林宏和君)** 119ページをお願いします。5項1目社会教育総務費であります。 次のページ、120ページをお願いいたします。

町民全て各年齢層の生涯学習意欲を向上させるため各種講座等を開催しております。各種学習 に必要な講師報償金は8節報償費から支出してございます。

121ページをお願いします。

2目図書館費であります。読書推進のため小学生から高校生を対象とした読書感想文コンクール、それから親子の触れ合い機会の助長といたしまして乳幼児親子への絵本をプレゼントするブックスタート事業、これらに要した経費は8節報償費から支出してございます。読み聞かせボランティアのご協力により76組の親子に絵本等を配布してございます。

次のページをお願いします。122ページであります。

平成23年度の図書貸し出し数は延べ2万3,700冊でございました。

続きまして、3目文化財保護費であります。文化財発掘事業につきましては、前年度に発掘調査いたしました湯殿屋敷、谷地中遺跡の資料整理、報告書作成に要した経費を7節から14節にて

支出してございます。それから、13節委託料と15節工事請負費の翌年度繰越明許費は坂本東嶽邸母屋棟の耐震改修工事に関するものでございます。今月30日完成予定となってございます。

続きまして123ページ、一番下であります。社会教育施設費であります。

124ページをお願いいたします。

公民館や交流センター、各資料館等社会教育施設の維持管理に要する経費を各節で支出してございます。当課で管理する集会施設の利用状況でございますが、平成23年度は約7万8,000人となってございます。

続きまして125ページ、6項1目保健体育総務費であります。

126ページをお願いいたします。

生涯スポーツ推進に係る経費として13節からは町体育協会の各種スポーツ大会委託料、また総合型スポーツクラブへのニュースポーツ教室開催委託料を支出してございます。19節ではインターハイ自転車競技の運営費として補助金を支出してございます。全国から選手、監督約700名が集った競技運営におきましては、地元高校生や町商工会女性部のおもてなしの活動により成功裏に終了したところでございます。

127ページをお願いいたします。

2目保健体育施設費でございます。総合体育館や北、中央、南体育館、武道館や野球場等社会体育施設全般の維持管理に要する経費を各節から支出してございます。体育施設全体の利用状況ですが、昨年度は14万3,300人で前年比8%の伸びとなってございます。

以上でございます。

○教育次長兼教育総務課長(下田 亮君) 128ページ、3目学校給食費ですが、北学校給食センターと南学校給食センターにおける施設の保守管理と学校等給食業務に要した経費でございます。 主な支出は、11節需用費の燃料費、光熱水費、修繕料、管理用消耗品、給食材料費、13節委託料では、給食業務を委託している学校給食協会への人件費の委託料、それから学校統合に関連し南給食センターの供給数が増加になりましたことから、15節工事請負費で10トン受水槽1基の増設工事、それから18節備品購入費においてコンテナそれから調理器具の増強をしてございます。また、そのほかに経常的な各センターの食器更新をしてございます。

不用額でありますが、実績により11節燃料費、給食賄い材料費、光熱水費、それから食中毒の原因となる細菌、それから感染症の集団発生がなかったことによる12節役務費の検査手数料、それから13節給食協会委託料、14節使用料及び賃借料の農業集落排水使用料、15節工事請負費に主

な不用額がございます。

以上です。

- **〇議長(髙橋 猛君)** 次に、11款災害復旧費について、農政課長から順次説明を求めます。
- ○農政課長(深澤克太郎君) 129ページ、130ページをごらんいただきたいと思います。

11款1項1目農林水産業施設災害復旧費でありますが、23年度は農林水産業施設災害がなく、全額不用額としてございます。

**○建設課長(照井智則君)** 同じく2項1目公共土木災害復旧費は、昨年6月24日の集中豪雨による町道真昼岳線の災害認定と復旧に要した経費です。

繰越明許費の11節、13節、15節は被災した3カ所の災害復旧のための経費で、24年度への繰り越しとしております。

以上です。

- ○議長(髙橋 猛君) 次に、12款公債費から14款予備費まで、企画財政課長から説明を求めます。
- **○企画財政課長(高橋 薫君)** 12款公債費ですが、町債の償還元金及び利子となっておりまして、1目の繰上償還元金ですが、財政健全化のため繰上償還を実施いたしました。

2目の利子の繰りかえ運用利子は、歳計現金の不足のため一時的に基金より借り入れした分の 利子相当分でございます。

13款2目基金費の積立金ですが、これは基金に積み立てた経費でありまして、内訳は備考欄のとおりでございます。

14款予備費ですが、地震災害対策費の経費など緊急の予算外の支出及び予算超過分の支出に充てております。充用額の合計は1,378万3,000円でありました。

次に、132ページの合計欄をお願いします。

歳出の合計ですが、予算現額131億493万5,660円に対しまして、支出済み額120億4,342万8,908 円、繰越明許費7億1,202万9,000円、不用額3億4,947万7,752円となってございます。

次のページ、133ページをお願いします。

23年度の実質収支ですが、歳入総額124億3,310万6,000円、歳出総額120億4,342万9,000円、歳 入歳出差し引き額3億8,967万7,000円です。翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額 3,790万5,000円となり、実質収支額3億5,177万2,000円となってございます。

以上でございます。

- ○議長(髙橋 猛君) 次に、財産に関する調書について、総務課長から順次説明を求めます。
- ○総務課長(小原正彦君) ページ、211ページをお願いしたいと思います。

1の公有財産、土地、建物、それぞれの区分ごとの地積、面積、異動状況を記載してございます。(1)は、土地、建物の総括表でございます。こちらは土地、建物についての総括でございます。

初めに、土地について説明いたします。決算年度中の増減高の主な内容について説明をさせていただきます。

その他の行政機関の消防施設は、土崎及び丸森下のポンプ格納庫と防火水槽用地等による増で ございます。公共用財産の学校は東根小学校の普通財産への移管がえによる減が主なものでござ います。公園は町田小公園の廃止による管理がえによる減と、小荒川公園の計上漏れによる増、 合わせて1,022平方メートルの増となってございます。その他の施設は千畑クリニック用地の管理 がえによる減と湯ノ沢バス停の廃止による減でございます。

宅地は、保健事業団旧県南健診センターの売却による減、千畑クリニック用地の管理がえによる増で、合わせて243平方メートルの増となっております。

次の原野は、町田小公園の管理がえによる増と土崎ポンプ格納施設の管理がえによる減で、合わせて880平方メートルの増となっております。

雑種地その他は、東根小学校の管理がえによる増と旧湯ノ沢バス停用地の管理がえによる増、 土地の合計につきましては、1,386平方メートルの増となってございます。

次に、建物でございます。その他の行政機関の消防施設では、ポンプ格納庫3施設の新築による増とポンプ小屋4施設の地域への譲与と5施設の解体による減でございます。その他の施設の木造の欄は、旧仙南民俗資料館の解体による減でございます。非木造欄でございますが、こちらは旧仙南消防分署の解体による減と旧三和化成工場の売却による減、通学通園バス車庫の新築による増で、合計で2,833平方メートルの減となっております。

次に、公共用財産のうち学校の木造欄は、六郷東根小学校の管理がえによるものです。非木造欄は、六郷東根小学校の行政財産から普通財産への管理がえによる減、美郷中学校の新築による増で、合わせて652平方メートルの減となっております。その他の施設の木造の欄は、旧仙南合同庁舎の解体と旧県南健診センターの売却による減と東根小学校の管理がえによる増でございます。非木造欄は、東根小学校、千畑クリニックの管理がえによる増と千畑商工会館の無償譲渡による増、旧県南健診センターの売却による減で、合わせて4,175平方メートルの増となっておりま

す。建物の合計は650平方メートルの増となってございます。

次のページをお願いいたします。こちらは、ただいま説明した土地建物の普通財産の状況でございます。

次のページ、213ページは行政財産の状況でございます。

次の214ページは、(2)山林の立木の推定蓄積量は仏沢地内の町有林の搬出間伐により売却した立木の減でございます。

次の(3)物件、(4)有価証券については異動がございません。

次のページ、216ページでございます。(5)出資による権利につきましては、秋田県建築技術 センターの合併に伴う出資の返還による減と、財団医療法人全人会の出捐金の権利放棄による減 でございます。

続いて、217ページからの物品でございますが、こちらは取得価格100万円以上の物品について 記載してございます。それぞれの欄について増減を示してございます。

以上でございます。

○企画財政課長(高橋 薫君) 続いて219ページ、3債権についてです。決算年度の歳入に係る債権以外の債権につきまして調書を作成したものでございます。上段の奨学資金貸付金から地域総合整備資金貸付金までがそれぞれの貸付金の決算年度後の償還金残高を債権として記載しております。

町民税については、23年度に課税された町民税のうち、年度を越して納付される部分について 債権として記載しております。下水道事業受益者負担金については5年に分割して徴収すること となっており、年度を越して納付される部分について債権として記載しております。

続いて次のページ、4の基金ですが、これは3月31日現在の基金の状態を基金ごとに調書を作成することとなっております。区分欄の現金については、現金または預金として管理している金額を記載しており、債権については基金積み立てとして調定した額、繰りかえ運用している額、貸し付けしている額を記載しております。現金と債権等の合計した額が年度末の基金残高となるものです。

主な基金の現在高ですが、財政調整基金が14億1,000万円、減債基金が5億500万円、振興基金が16億6,700万円、公共施設整備基金が7億8,000万円となっております。

以上でございます。

○議長(髙橋 猛君) これで認定第1号の説明が終わりました。

#### ◎認定第2号の上程、説明

○議長(髙橋 猛君) 日程第12、認定第2号 平成23年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定 についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

- ○議長(髙橋 猛君) 内容の説明を求めます。福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(前田忠秋君) 認定第2号 平成23年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定に つきましてご説明申し上げます。

まず、平成23年度に行われました制度改正といたしましては、医療後期高齢者支援金、介護納付金の賦課限度額の引き上げ及び出産育児一時金の支給額の恒久化、並びに70から74歳の高額療養費と高額介護合算療養費の自己負担限度額の期間延長などが行われたところであります。

本町の国保の情勢でありますが、過去の医療費の動向などから平成23年度におきましても一般 被保険者の医療費は上昇するものとの予測をする一方、増加する医療費を賄うべく前年度繰越金 から約2億4,000万円を、国民健康保険事業基金から1,500万円を取り崩すなどして対応してきた ところであります。

一方、一般被保険者に係ります医療費、いわゆる療養給付費、療養費などの合算額でございますが、その伸びは前年度の実績に比較いたしまして約2.6%の増となっております。

次に、国民健康保険特別会計全体の収支といたしましては、歳入が27億1,436万8,068円、歳出が24億5,772万8,682円、差し引き2億5,663万9,386円となり、そのうち2億5,000万円につきましては既に6月補正において平成24年度の国保税の税率を据え置くための財源として充てているほか、今定例会におきまして6月補正予算において基金から繰り入れることとしておりました231万5,000円につきまして、決算の結果増加することとなる前年度繰越金により充てるための補正予算を提案しているところであります。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

139ページをお開き願います。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税では、税の収納率が医療給付費分の現年課税分で 95.17%、滞納繰越分では26.71%となっております。

続きまして、140ページであります。

2 目退職被保険者等国民健康保険税では、税の収納率が医療給付費分の現年課税分で97.44%、 滞納繰越分では27.20%となっております。

また、不納欠損の状況でありますが、31人分で91件となるなど、前年度件数に比して15%強の減少となっております。

141ページをごらんください。

2款使用料及び手数料は、税の督促に係る手数料であります。

続きまして、141ページ中段から143ページ上段にかけてごらんください。

3款1項国庫負担金は、医療費や介護納付金に対する定率補助のほか、標準高額医療費拠出金に係る4分の1の国庫負担に係るもの、また平成20年度より実施しております特定健診等に対する国庫負担が主なものであります。

2項国庫補助金は、保険者の財政力の不均衡の調整や地域の実情等が勘案されて交付される財 政調整交付金等が主なものであり、前年度比0.78%と微増となっております。

続きまして、143ページ中段をごらんください。

4款療養給付費等交付金であります。こちらは退職者医療費分に係ります社会保険診療報酬支払基金からの繰り入れです。前年度比10.5%の増となっております。

5 款前期高齢者交付金であります。こちらは65歳から74歳までの高齢者の加入割合に係る保険者間の不均衡を調整するための交付金であります。

続きまして、144ページをお開き願います。

6 款県支出金であります。こちらは、画一的な財政力の測定基準では対処し得ない特別の財政事情がある場合に交付される調整交付金や、高額医療共同事業や特定健診、福祉医療高額療養費に係る県の負担金等でありますが、平成23年度は県国保連によります21年度から23年度分に係る高額医療共同事業などの算定誤りに起因して県財政調整交付金への返還相当額を23年度の県財政調整交付金の中で相殺したことにより減少しているものであります。

続きまして、145ページをごらんください。

7款共同事業交付金であります。こちらは高額な医療費の支払いにつきまして都道府県を単位 として共同で行う事業でありまして、前年度比8.1%の増となっております。

続きまして、146ページをお開き願います。

8款財産収入であります。こちらは国民健康保険事業基金の利子であります。

その下、9款繰入金であります。こちらは一般会計及び国民健康保険事業基金からの繰入金を

計上してございます。

その下、147ページをごらんください。

10款繰越金であります。こちらは前年度からの繰越金であります。

次ページ、148ページから150ページにかけてごらんください。

11款諸収入であります。1項は延滞金、2項は国民健康保険特別会計の利子、3項雑入では1 目及び2目におきまして、交通事故等を原因といたします第三者納付金であり、平成23年度は一般被保険者分のみ該当があり6件、3目及び4目におきまして国民健康保険から社会保険へ変更となった者に係る一般被保険者及び退職被保険者等の過年度の療養給付費等の返納金として各1件ずつ、5目一般被保険者指定公費につきましては35件でありました。

歳入の決算につきましては27億1,436万8,068円となっており、前年度比0.4%の増となっております。

引き続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

151ページをごらんください。

1 款総務費であります。 1 目は被保険者証の印刷や郵送、電算システム等国民健康保険特別会計を運営する管理費及び国民健康保険連合会への負担金などであります。

152ページをお開き願います。

- 2項は税の徴収費用であります。
- 3項は国民健康保険運営協議会の運営費であります。

その下、152ページ下段から156ページ上段にかけてごらんください。

2款保険給付費であります。前年度比約5.2%の増となっており、内訳の一例といたしまして、 1項療養諸費では1目の一般被保険者療養給付費が約1.5%の増、退職被保険者等療養給付費が約 38.9%の増となっております。

153ページ下段から154ページにかけて、2項高額療養費であります。1目の一般被保険者高額療養費につきましては12.6%の増、退職被保険者等高額療養費が18.1%の増となっております。

3項移送費につきましては、実績がございませんでした。

続きまして、155ページをごらん願います。

4項出産育児諸費であります。1目出産育児一時金につきましては9件ございました。

続きまして、その下段から156ページ上段にかけてであります。

5項葬祭諸費であります。1目葬祭費では53件の対象費用がございました。

3款後期高齢者支援金等につきましては、後期高齢者医療制度の費用負担であり、現役の世代 が後期高齢者医療費の全体の約4割を負担することとなっております。1目、2目はその支援金 分であります。

4款前期高齢者納付金等であります。こちらは前期高齢者の加入割合による保険者間の負担不 均衡を調整するための前期高齢者納付金であります。

続きまして、157ページ下段をごらんください。

5款は老人保健拠出金であります。

続きまして、158ページをお開き願います。

6款介護納付金であります。こちらは前年度とほぼ同額でありました。

7款共同事業拠出金であります。こちらにつきましては県国保連の算定誤りの影響に起因いた しまして21.8%の減となっております。

続きまして、159ページから160ページにかけてごらんください。

8 款保健事業であります。8 款保健事業では、特定健康診査や人間ドッグの実施に必要な費用 及び特定保健指導に係る費用を計上してございます。

続きまして、160ページ下段をごらんください。

9 款基金積立金であります。こちらは、平成23年度は 2 万6,000円を積み立てたことによりまして23年度末の基金残高は1,105万1,000円となっております。

続きまして、161ページをごらんください。

10款公債費であります。こちらは実績がございませんでした。

11款諸支出金であります。11款 1 項 1 目一般被保険者保険税還付金であります。こちらは一般 被保険者の資格喪失や年金型生命保険に起因します国民健康保険税の還付金でありますが、19節 一般被保険者保険税還付交付金では、平成18年度以前の年金型生命保険に起因するもので22件、 その下、23節一般被保険者保険税還付金では異動等によるものや平成19年度から22年度分に係り ます年金型生命保険に起因するもの合わせて43件ございました。

162ページをお開き願います。

次に、2目であります。退職被保険者等保険税還付金であります。こちらは1目と同様、異動及び年金型生命保険に起因するもの、それぞれ各1件ずつございました。

次に、3目償還金でありますが、こちらは過年度の療養給付費に係る負担金や交付金の精算に伴う支出となっております。

次に、4目一般被保険者還付加算金及び5目退職被保険者等還付加算金につきましては、1目及び2目と同様年金型生命保険に起因する還付金に付して加えた還付加算金として、4目では12件、5目では2件ございました。

次に、12款予備費であります。予備費の使用では、後発医薬品、いわゆるジェネリック医薬品の利用促進のための相談希望カードを配布するためのカードの購入のために20万6,000円を流用いたしました。

以上、歳出の決算額は24億5,772万8,682円となり、前年度比約マイナス0.2%の減となっております。

国民健康保険特別会計の説明は以上でございます。

○議長(髙橋 猛君) これで認定第2号の説明が終わりました。

## ◎認定第3号の上程、説明

○議長(高橋 猛君) 日程第13、認定第3号 平成23年度美郷町簡易水道事業特別会計決算認定 についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

- 〇議長(髙橋 猛君) 内容の説明を求めます。建設課長。
- **〇建設課長(照井智則君)** それでは、認定第3号 簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について ご説明いたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

168ページをお願いいたします。

1款1項1目1節は簡易水道事業に新たに加入する際の加入者負担金で、33件分でございます。

2款1項1目1節の水道使用量の現年度分ですが、年度末の加入戸数が3,552戸、納付率97.96%、昨年より0.06%増加しておりますが、滞納者数は140名で昨年より6名ふえております。なお、8月末現在では116名、304万4,900円の滞納額となっております。

2節の使用料滞納繰越分ですが、納付率20.58%、昨年より2.87%減少し、滞納者数は101名で 昨年より9名ふえておりますが、8月末現在では93名、793万7,767円となっております。

2款2項1目1節の工事事業者指定登録手数料は、1件1万円です。

- 2節検査手数料は1件3,000円で、54件分です。
- 3節督促手数料は255人分です。
- 169ページをお願いいたします。
- 3款1項1目1節は六郷東部地区簡易水道事業の実施に伴う国庫補助金で、補助率10分の4です。
  - 4款1項1目1節は簡易水道基金からの基金利子です。
  - 5款1項1目1節は事業債など償還のための一般会計からの繰入金でございます。
  - 170ページをお願いいたします。
  - 5款2項1目1節は施設管理の財源として基金からの繰入金でございます。
  - 6款1項1目1節は前年度からの繰越金です。

なお、継続費は2款1項15節の千畑中央地区第2配水池の防水補修工事と3項1目13節千畑中 央地区簡易水道事業揚水試験委託料で、前年度からの繰り越しによるものです。

7款1項1目延滞金、2目過料、3目加算金はそれぞれ収入がございませんでした。

次に、171ページをお願いいたします。

7款2項1目1節は普通預金の利子でございます。

7款3項1目1節はメーター器の破損1件の弁償金です。2目1節簡易水道保証料は収入がございません。同じく2節雑入は、メーター器のスクラップの売り払いと水道管破損事故の際に給水活動に要した人件費の業者負担分でございます。

8款1項1目1節は六郷東部地区簡易水道事業実施に伴う事業債です。

歳入は以上です。

次に、歳出についてご説明いたします。

173ページをお願いいたします。

1款1項1目は水道施設の一般管理に要する経費で、人件費のほかメーター検針員10名分の委託料が主なものです。

19節の不用額は、郵送料と振込手数料の精査によるものでございます。

174ページをお願いいたします。

1款2項1目は町内10カ所の簡易水道施設の良好な維持管理と水の安定供給に要した経費で、 11節の光熱水費のほか施設の機械器具整備等の修繕費、12節手数料は水質検査手数料等に要した 経費、13節は施設の管理や点検等の経費、15節は千畑中央地区の水道管切りかえ工事や仙南東部 地区水源地取水ポンプの交換工事、16節は緩速ろ過用砂の購入費、18節は水道メーターの購入費が主なものです。

不用額につきましてはそれぞれ各節において支出を抑えたためによるものでございます。

なお、継続費は千畑中央地区配水池の防水工事が震災の影響により22年度から繰り越されたものでございます。

また、予備費は千畑東部地区及び畑屋地区の漏水調査費、豪雪による漏水箇所の増加に対応するために支出したものでございます。

次に、175ページをお願いいたします。

1款3項1目は六郷東部地区簡易水道事業の実施に伴う測量設計委託料、水道管敷設工事の経費で、六郷東部地区の中明子、作山地区の2工区、延長1,522メートルの給水管設置工事が主なものです。

13節の不用額は事業の精査によるものでございます。

なお、継続費は千畑中央地区の揚水試験業務が震災の影響により22年度から繰り越されたものでございます。

次に、176ページをお願いいたします。

- 1款4項1目は、停電時の災害に備えるため自家発電機6基の購入費と設置建屋の建築費です。
  - 2款1項1目23節は水道事業債償還元金です。
  - 2目23節は償還金利子および振替運用利子です。
- 3款の予備費につきましては、総務課管理費及び施設管理費に充用するとともに減額分を補正 増額しております。

なお、今期決算におきます歳入歳出の実質収支額は113万7,000円でございます。

以上で説明を終わります。

○議長(髙橋 猛君) これで認定第3号の説明が終わりました。

## ◎認定第4号の上程、説明

○議長(髙橋 猛君) 日程第14、認定第4号 平成23年度美郷町下水道事業特別会計決算認定に ついてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

#### (事務局長朗読)

- ○議長(髙橋 猛君) 内容の説明を求めます。建設課長。
- **〇建設課長(照井智則君)** それでは、認定第4号 下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご 説明いたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

182ページをお願いいたします。

1款1項1目1節は現年度分の受益者負担金で、新規加入者19名、納付率89.59%、滞納者は11 名で昨年より5名減となっております。

2節は滞納繰越分で、未納者は33名となっており昨年より94名減少しております。これは、ことしの3月29日付で平成10年度から18年度までに時効を迎えて徴収の見込みのない未納額842万7,190円、対象件数98件を不納欠損処理したことによるものです。今後とも下水道の負担金の趣旨をご理解いただくよう努め、滞納対策に取り組んでまいります。

2款1項1目1節の下水道使用料の現年度分ですが、年度末の加入者が805戸、納付率99%、滞納者は21名で昨年より2名ふえております。

2節の使用料滞納繰越分ですが、滞納者が20名で昨年より2名増加しておりますが、ことし7 月末現在で19名、138万6,000円となっております。滞納者に対しましては督促、戸別訪問を行い 解消に取り組んでまいります。

次に、183ページをお願いいたします。

- 2款2項1目1節は工事指定店の登録手数料4件分です。
- 2節は督促手数料187件分です。
- 3款1項1目1節は事業債など償還のための一般会計からの繰入金でございます。
- 4款1項1目1節は前年度からの繰越金です。なお、継続費は11節真空ポンプオーバーホールの修繕費と19節流域下水道事業建設地の負担金で、前年度からの繰越金でございます。

次に、183ページ、184ページをお願いいたします。

- 5款1項1目延滞金、2目加算金、3目過料は収入がございませんでした。
- 2項1目1節は預金利子です。
- 3項1目は雑入です。
- 6款1項1目1節は雄物川流域下水道事業の事業債です。2節は下水道事業の推進を図るため借り入れした資本費平準化債です。

なお、継続費は流域下水道事業大曲処理区本管敷設工事における起債対応分の前年度からの繰り越しでございます。

歳入は以上です。

続いて、186ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

1款1項1目は公共下水道施設の一般管理に要する経費で、人件費、事務費のほかメーター検 針員2名分の委託料が主なものです。

不用額の11節、12節、13節は事業費の精査によるものです。19節は下水道接続工事費補助金の 交付実績によるものです。

予備費は27節公課費の消費税の確定納付に伴うための支出でございます。

187ページをお願いいたします。

1款2項1目は公共下水道施設の良好な維持管理に要した経費で、真空弁や真空ポンプ場の光 熱水費、維持修繕が主なものです。

18節は電子メーターの購入費、19節は雄物川流域下水道事業管理費負担金と汚泥焼却施設維持管理費の負担金です。

不用額の15節は公共ます設置接続工事の実績によるものです。19節は流域下水道維持管理費の 実績によるものです。

継続費は下水道の真空ポンプオーバーホール修繕費で、前年度からの繰り越しとなってございます。

次に、188ページをお願いいたします。

3項1目19節は公共下水道事業に伴う流域下水道大曲処理区建設事業費の負担金です。

継続費は流域下水道建設事業費負担金で、大曲幹線の施工に際し関係機関との協議に日数を要したため、36万2,000円を22年度から繰り越しております。

2款1項1目は償還金の元金です。2目は償還金の利子です。

3款1項1目予備費は一般管理費及び施設管理費に充用しております。

次に、190ページの実質収支に関する調書の4、翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額が3万6,000円で、今期決算におきます歳入歳出の実質収支額は226万4,000円でございます。

以上で説明を終わります。

○議長(髙橋 猛君) これで認定第4号の説明が終わりました。

#### ◎認定第5号の上程、説明

○議長(高橋 猛君) 日程第15、認定第5号 平成23年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算 認定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

(事務局長朗読)

- ○議長(髙橋 猛君) 内容の説明を求めます。建設課長。
- **〇建設課長(照井智則君)** それでは、認定第5号 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

194ページをお願いいたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

1款1項1目は農業集落排水に加入する際の新規加入分担金で、13件分です。

2款1項1目1節の集落排水使用料の現年度分ですが、収納率97.6%、年度末の加入者数は1,287戸、4,212人で、うち収入未済者が50人です。昨年より9名少なくなっており、8月末現在では40名、117万8,978円となっております。

2節の使用料滞納繰越分ですが、滞納者数は52名で昨年より3名ふえておりますが、8月末現在では49名、418万9,441円となっております。

2款2項1目1節は督促手数料80件分でございます。

195ページをお願いいたします。

3款1項1目1節は農業集落排水事業基金からの利子でございます。

4款1項1目1節は事業債など償還のための一般会計からの繰入金です。

5款1項1目1節は前年度事業の精算による繰越金です。

継続費は、本堂地区終末処理場の原水ポンプ修繕費の財源としまして22年度からの繰り越しに よるものでございます。

次に、195ページと196ページをお願いいたします。

6款1項1目1節延滞金、2目1節加算金、3目1節過料は収入がございませんでした。

2項1目1節は預金利子です。

3項1目1節は収入がございませんでした。

7款1項1目1節の資本費平準化債は、農業集落排水事業の推進を図るため借り入れしたもの

でございます。

続いて、198ページをお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

1款1項1目農業集落排水施設の一般管理に要する経費で、人件費のほか使用料のお知らせ、 メーター検針員2名の委託料、27節の消費税が主なものです。8節報償費は使用料検討委員会の 委員報酬でございます。19節の不用額は、町道の下水道接続工事費補助金の申請者減によるもの でございます。

199ページをお願いいたします。

1款2項1目は町内6地域の農業集落排水施設の適正な維持管理のために要した経費で、11節 光熱水費は処理場での電気料金、修繕費は6施設の操作盤やポンプ、スクリーン等の修繕費、13 節汚泥処理委託料は1,269キロリットルの汚泥処理の経費、15節一般土木工事費は飯詰集落排水の 外構補修工事、機械器具設備工事は本堂施設の流量調節ポンプ2基の交換、飯詰施設の破砕機の 交換工事、後三年地区の機械器具交換工事費です。

不用額ですが、12節は事業費の精査、13節は汚泥の処理委託料が減ったことによるものでございます。

継続費は本堂地区終末処理場の原水ポンプの修繕費で、22年度からの繰り越しによるものでございます。

次に、200ページをお願いいたします。

2款1項1目23節は借入償還金の元金です。2目23節は償還金の利子でございます。

3款1項1目予備費でございますが、予備費につきましては一般管理費に充用するとともに、 人件費の増額分を減額してございます。

今期決算におきます歳入歳出の実質収支額は320万5,000円でございます。

以上で説明を終わります。

○議長(髙橋 猛君) これで認定第5号の説明が終わりました。

# ◎認定第6号の上程、説明

〇議長(高橋 猛君) 日程第16、認定第6号 平成23年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認 定についてを上程いたします。

議案を朗読します。事務局長。

#### (事務局長朗読)

- 〇議長(高橋 猛君) 内容の説明を求めます。福祉保健課長。
- ○福祉保健課長(前田忠秋君) 認定第6号 平成23年度後期高齢者医療特別会計の決算につきま してご説明を申し上げます。

まず、後期高齢者医療制度につきましては、平成20年4月から老人保健制度にかわり75歳以上の高齢者の方を被保険者といたしまして、県内のすべての市町村が加入する広域連合を保険者として運営しております。美郷町では、平成24年3月31日現在におきまして4,093名の方が加入している状況であります。

それでは、歳入よりご説明申し上げます。

205ページをお開き願います。

1款1項1目特別徴収保険料は100%の収納率でありますが、この中には過誤納付金還付未済額として1件分、900円が含まれているものであります。

次に、2目普通徴収保険料は現年度分が99.08%、過年度が60.32%の徴収率となっております。未納件数につきましては、平成23年度は現年度分で61件、15人、19万2,900円、過年度分で16件、3人、7万3,700円となっております。また過年度分で時効により不納欠損としたものが13件、4人分ございます。

次に、2款1項1目督促手数料であります。309件につきまして督促を実施したことによるものであります。

続きまして、206ページをお開き願います。

3款繰入金につきましては、1項1目は徴収に係る事務費を、2目は低所得者の保険料軽減分相当額を繰り入れしたものであります。

次に、4款繰越金は前年度からの繰越金を計上したものであります。

続きまして、同ページ下段から207ページにかけてごらんください。

5款諸収入であります。1項及び2項並びに4項につきましては実績がございませんでした。 3項預金利子は、特別会計の利子であります。

この結果、歳入決算額は1億7,055万3,720円であります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

208ページをお開き願います。

1款総務費は保険料徴収に係る事務費であります。

2款後期高齢者医療広域連合への納付金の実績によるものであり、保険料分及び保険基盤安定 繰入金を合算したものであります。

209ページをごらんください。

3款1項1目23節償還金利子及び割引料は過年度分の保険料還付であり、実績は5件で4万9,100円となっております。

4款1項1目30節予備費については実績がございませんでした。

以上、歳出決算額は1億7,030万2,273円であります。

決算における歳入歳出差し引き額は25万1,447円であります。

後期高齢者医療特別会計の説明は以上であります。

○議長(髙橋 猛君) これで認定第6号の説明が終わりました。

## ◎散会の宣告

○議長(髙橋 猛君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

あす午前10時、本会議を再開します。

御苦労さまでした。

(午後 4時01分)